

## 第三次柏市男女共同参画推進計画

## はじめに

男女共同参画社会基本法が施行されて既に15年以上が経過しております。この間、国では「女性の活躍」を国の成長戦略に位置づけ、特に力を注いできました。平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を策定し、301人以上の事業主に対して、管理職の女性の割合など自社の女性の活躍状況を把握・分析し、それを踏まえた女性の活躍に向けた行動計画の策定が義務付けられました。本市でも女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定したところです。

男女共同参画というと、もう達成されているということを知ることが少なくありません。しかし、現実には意思決定の場における女性の割合はまだまだ少なく女性の能力が十分に発揮されているとはいえない状況です。

また、市民の皆様のニーズが多様化する中、そのニーズに応えるためには応える側の組織も多様化を進めていかななくてはなりません。女性の活躍は、多様化のための第一歩と捉えております。女性が活躍するためには、家事・育児・介護などを男性も共に担っていく必要があります。女性の活躍は女性だけの問題ではないのです。

この計画は平成28年度から11年間の本市の男女共同参画施策のための指針となるものです。今後ますます女性の活躍が求められていく中で、市としても新しい指針に則り、男女共同参画を推進してまいります。

最後に本計画の策定にあたり、活発なご議論をいただいた「柏市男女共同参画推進審議会」の委員の皆様、意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成28年3月

柏市長 秋山 浩 保

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の考え方	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 計画の期間	1
計画の体系図	2
2 前計画の総括	3
(1) 前計画の体系	3
(2) 計画の進捗状況の公表について	4
(3) 各基本課題ごとの進捗について	4
3 柏市の現状	10
(1) 女性の就業	10
(2) 結婚, 出生率・数	10
(3) 家事・育児	12
(4) 介護等	12
(5) 市民の意識	14
第2章 基本計画	18
基本課題1 女性の活躍促進【重点課題】	18
(1) 市の政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進	20
(2) 防災・地域活動, 雇用等あらゆる分野への女性の参画の推進	23
基本課題2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	25
(3) 男女が共に担う家庭・地域づくり	27
(4) 男女が平等に仕事と生活を両立できる環境づくり	29
基本課題3 男女共同参画を目指す教育・学習の推進	33
(5) 男女平等の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	35
(6) 男女平等教育の推進	38
基本課題4 人権に対する配慮	42
(7) 人権の尊重	44
(8) 性差に配慮した健康支援	47

（ 9 ） 女性に対するあらゆる暴力の根絶【柏市DV対策基本計画】 ……	4 9
推進体制 ……	5 4
◎男女共同参画推進体制の充実 ……	5 6
◎市内の男女共同参画の推進 ……	5 8

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画の概要

### (1) 計画の目的

柏市では、「男女共同参画社会基本法・第14条」に則り、「男女共同参画基本計画」及び「千葉県男女共同参画計画」を勘案し、男女がそれぞれに自立し、「多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち柏」を目指すべき街の姿とします。

本計画に沿って、関係各課が事業を遂行していくことを目的としています。

### (2) 計画の考え方

男女共同参画は、各家庭での家事・育児といったごく身近な問題から、DVなどの人権問題、男性の働き方、女性の働き方といった問題、引いては少子高齢化といった社会問題に至るまで、幅広い領域に関わっています。

これまでの計画では、そのすべてを網羅することを目標に、計画の内容を構成してきました。しかしながら、本計画の策定にあたって審議会では、これまでの成果や課題を踏まえた上で計画全体を見直すこととし、より実効性のある計画を目指して、取り組むべき施策について審議を重ねました。その際、計画の内容が市民の皆様にご理解いただけるように、施策間のかかわりを図式化する、わかりやすい文章表現を採用する、専門的な用語に解説を挿入するなどの工夫をしました。

#### ア 4つの基本課題

その結果、本計画では基本課題を4つに集約しました。それらは、1.「女性の活躍促進」2.「仕事と生活の調和の推進」3.「男女共同参画を目指す教育・学習の推進」4.「人権に対する配慮」の4つです。これらの課題のなかから、国が特に力を入れている「女性の活躍促進」を重点課題に掲げました。

#### イ 推進体制は別に記載

推進体制については計画の進捗を担保するため、4つの基本計画とは別にして、特段力を入れていくこととします。

### (3) 計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に規定されている市町村男女共同参画計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画です。また、市の最上位計画である「柏市総合計画」の部門計画です。

### (4) 計画の期間

平成28年度から平成38年度の11年間。前期は平成28年度から平成33年度の6年間とします。ただし、前期は3年を目安に各項目の内容を検証し、必要があれば改定します。

多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち柏

基本目標

基本課題

施策の方向性

I. 男女が活躍できる環境づくり

1. 女性の活躍促進  
政策・方針決定の場へ男女が平等に参画する **重点課題**

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進
- (2) 防災・地域活動、雇用等あらゆる分野への女性の参画の推進

2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進  
男女の働き方を見直し，仕事と生活の調和を目指す

- (3) 男女が共に担う家庭・地域づくり
- (4) 男女が平等に仕事と生活を両立できる環境づくり

II. 互いを尊重しあう意識づくり

3. 男女共同参画を目指す教育・学習の推進  
男女平等意識を高める

- (5) 男女平等の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し
- (6) 男女平等教育の推進

4. 人権に対する配慮  
人権と性差を尊重する

- (7) 人権の尊重
- (8) 性差に配慮した健康支援
- (9) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 **柏市 DV 対策基本計画**



推進体制

男女共同参画推進体制の充実

- (1) 計画の推進体制の強化
- (2) 男女共同参画センターの運営
- (3) 計画の効果的な進行管理

庁内の男女共同参画の推進

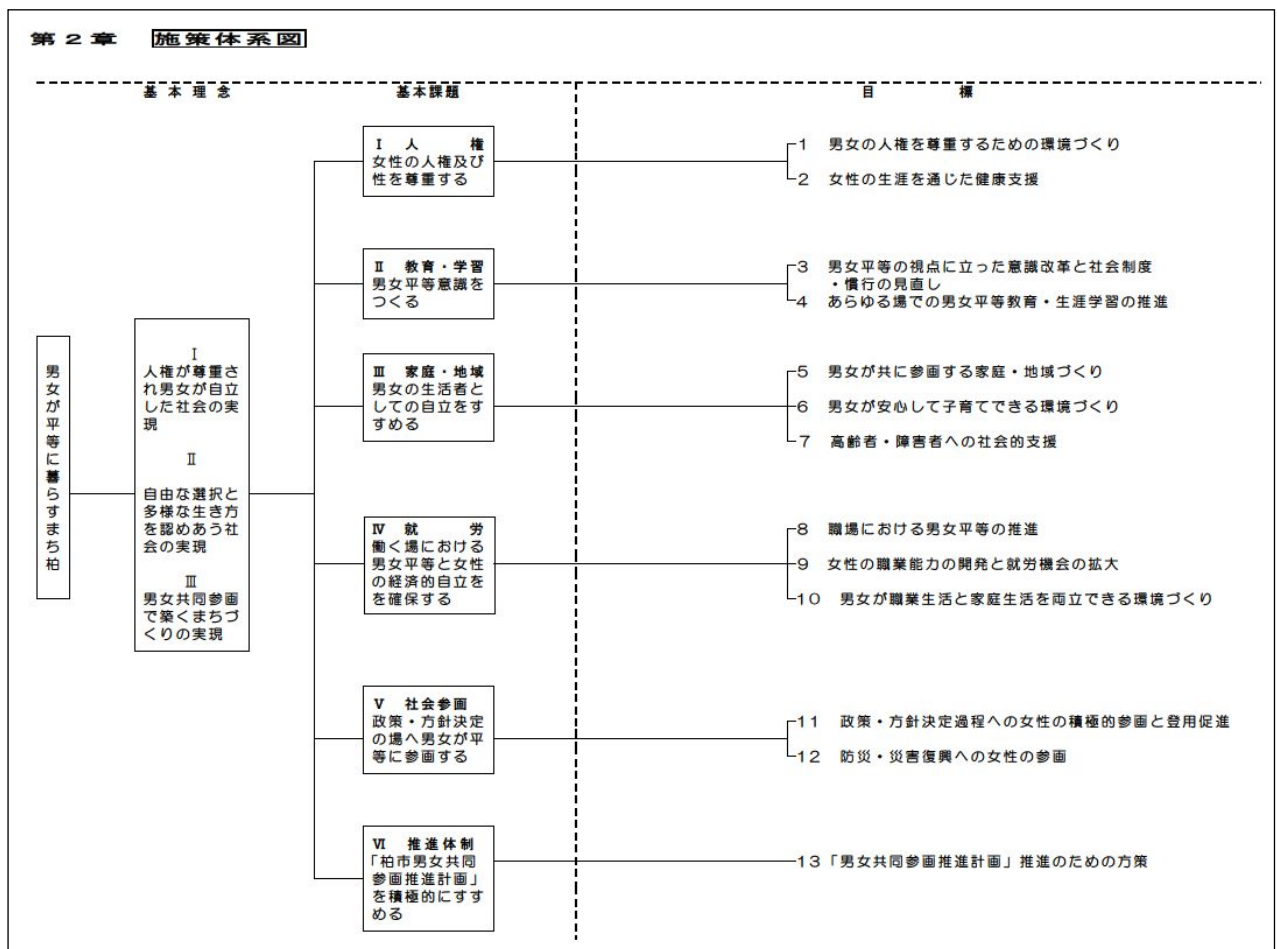
- (4) 男女共同参画推進庁内連絡会議の充実
- (5) 市職員の意識の向上

## 2 前計画の総括

柏市では平成13年10月、柏市男女共同参画推進計画を策定し、男女が平等に暮らし、まち柏の実現を目指し、さまざまな事業を展開してきました。前計画の期間（平成13年度～27年度）で柏市の男女共同参画社会の実現に向け、どの程度進捗したのかを総括し、課題を明らかにすることで、新しい計画に反映しました。

### (1) 前計画の体系

前計画は男女が平等に暮らし、まち柏を目指し、3つの基本理念、6つの基本課題、13の目標を掲げ、さまざまな取り組みを進めてきました。施策の体系図（後期）は以下のとおりです。



## (2) 計画の進捗状況の公表について

計画の進捗については、毎年度各事業の担当課から事業の進捗に関する調査票を作成し、男女共同参画室で取りまとめて、審議会で審議を行いました。平成26年度からは審議会の求めに応じ、一部の事業の担当部署が審議会に出席して説明を行いました。

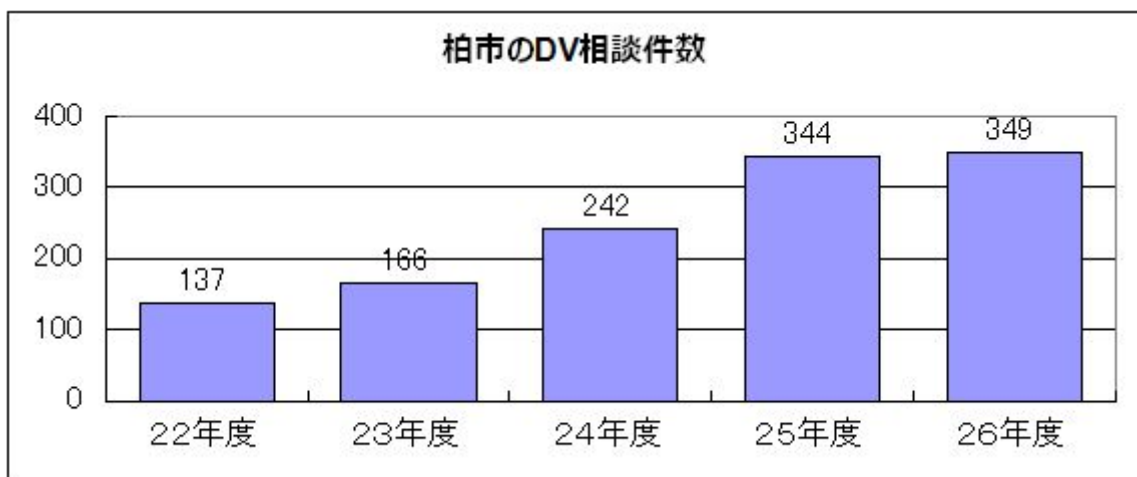
計画の進捗については、審議会での審議を経た後、行政資料室への配架や柏市インターネット男女共同参画推進センター（愛称：参画 eye）に掲載することで公表してきました。

## (3) 各基本課題ごとの進捗について

### 基本課題Ⅰ 人権

女性の暴力に対する侵害への取り組みは、平成13年度のDV防止法の成立など、法律の整備が進む一方で、相談件数は増加傾向にあります。

柏市でも、ここ5年間相談件数は右肩上がりの状態が続いています。

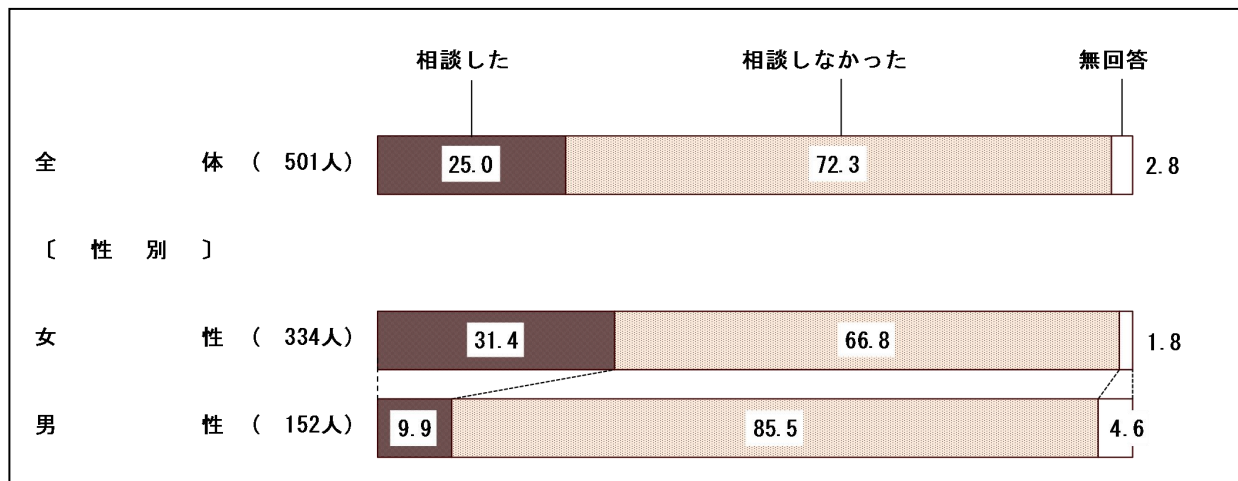


DV被害者への支援としては、相談窓口の充実、民間シェルターへの支援を行ったほか、柏警察やNPO、関係各課と連携したDVネットワーク会議を立ち上げて、情報交換等に努めました。また、女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）には図書展示や講座の開催のほか、啓発グッズを作成、配付し啓発に努めました。

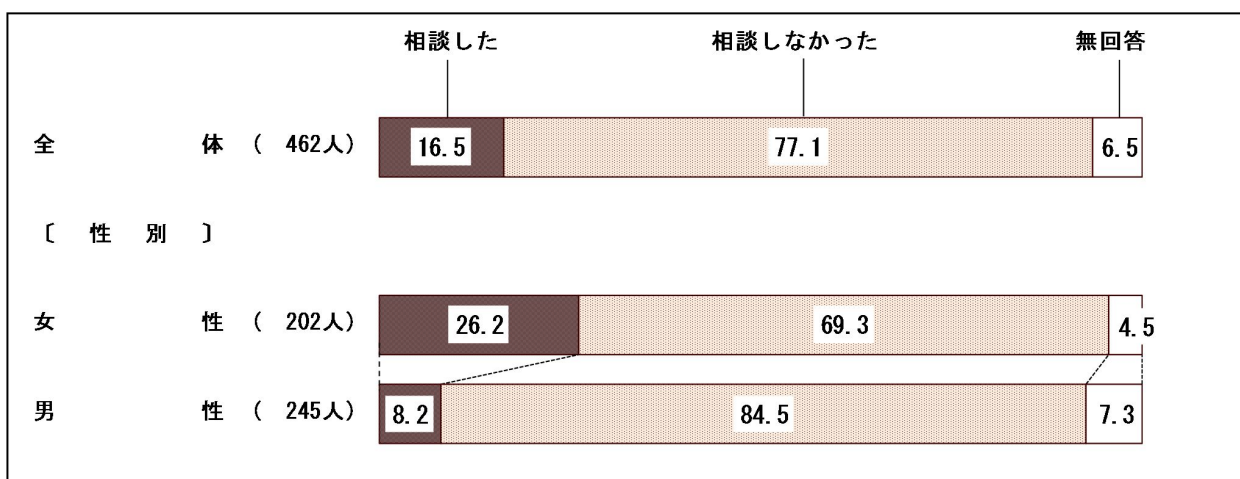


相談件数の推移は右肩上がりの状況ですが、平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、暴力をされた人、した人が相談をしている割合は決して高くはありません。特に男性ではされた人、した人も相談に行った人は一割にも満たない状況です。多くの方が相談につながるよう積極的に周知を行っていく必要があります。

■ された経験について、誰かに相談しましたか（平成26年市民意識調査）



■ した経験について、誰かに相談しましたか



また、平成23年度には議員立法による自殺対策推進条例が成立し、自殺に対する総合的な対策を推進しました。

女性の健康支援については受診を促すため、平成24年度から乳がん、子宮がん検診時の保育の提供を始めました。平成26年度は12回の乳がん検診、3回の子宮がん検診で保育を実施しました。

## 基本課題Ⅱ 教育・学習

男女平等意識をつくるための啓発活動としては、男女共同参画シンポジウムや各種講座などを行ったほか、平成14年度にインターネット上の男女共同参画センターである参画 eye を開設し、世界のニュース、講座等の情報発信を行いました。参画 eye については、実際のセンターを想定して、学習・情報・相談・交流の4つの機能を持たせ、メールマガジンやパソコン講座、相談窓口の情報などを発信しました。

ただし、平成26年度に行った柏市民意識調査（市政全般に関する意識調査）では「男女共同参画社会の確立」は重要であると答えた人は40.9%に留まり、もっとも低かった「地域の国際化」（38.0%）について「重要である」と考えている方が少ないことがわかりました。

啓発の進捗については、定期的に意識調査（平成17年度、21年度、26年度）を行い、市民の意識の変化の把握に努めました。

職員研修では、若手職員と新任管理職を中心に男女共同参画に関する研修を取り入れました。

教育分野との連携については「男女共同参画社会を目指す教育」推進委員会を立ち上げ、「男女平等教育実践指導事例集」を作成するなど、男女平等意識の推進を図ってきました。

また、隠れたカリキュラムの見直し（※1）については、男女混合名簿の導入をはじめ、研修等を通じて性別役割分担意識（※2）等に関する教員の意識啓発等を行ってきました。今後の社会を担う子どもへの啓発はますます重要となってくるため、更なる連携を図って行く必要があります。

## 基本課題Ⅲ 家庭・地域

社会には男性は仕事、女性は家庭という性別役割分担意識が根強く残っています。しかし、ワーク・ライフ・バランスという考え方が注目されるようになり、平成19年には政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。

なお、柏市では働きやすい職場づくりを積極的に行っている市内の企業・事業所の支援やこれから就職を迎える学生への職場を選ぶ目を育成するため、平成18年度から「働く男女（ひと）と家庭に優しい企業表彰」を行っています。平成26年度までに13社の企業の表彰を行いました。

※1 隠れたカリキュラム 学校教育や保育において、国が定めた教育課程（正規のカリキュラム）・保育内容以外の、教師や保育士の人となりや言動、行事や慣行、進路指導等、無意識のうちに子ども達に影響を与えてしまう事柄を指します。

※2 性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

また、平成15年に成立した次世代育成支援対策推進法に基づいて、市役所内でも人事課で特定事業主行動計画を策定し、子育てしやすい職場環境の整備と職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。

#### 基本課題Ⅳ 就労

就労の場では男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の法律が整備され、法制度上は男女に対し、均等な待遇が確保されてきています。しかし、依然として男性と比べて女性の管理職比率や給与水準は低く、また、勤続年数は短い状況で、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていません。

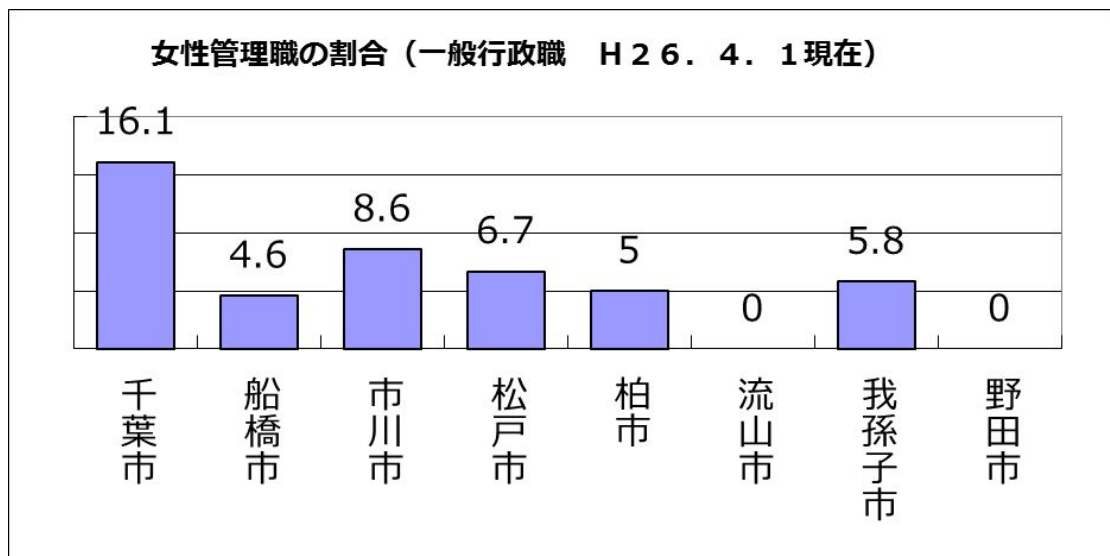
「働く男女（ひと）と家庭に優しい企業表彰」では、ワーク・ライフ・バランスだけではなく、女性の管理職への登用やセクハラへの対策についても評価の対象としており、職場環境にも配慮した評価項目を設けています。また、参画 eye では関連ニュースや講座等の情報の掲載を行いました。

しかし、現状では関係部署や関連団体等の連携が十分とは言えず、今後、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく行動計画の策定など、協力体制を図りながら、進めて行かなくてはなりません。

#### 基本課題Ⅴ 社会参画

柏市では審議会等への女性の登用として、計画策定当初は女性委員の割合30%を目標としていましたが、平成23年度から35%を下回らないことを目標としています（柏市第四次総合計画第六次実施計画 柏市附属機関等組織運営要領）。平成24年度からは子育て中の女性の参画を促すため、審議会等の開催時に保育を行っています。平成26年度は3つの審議会等で保育を行っています。

計画当初、27.5%であった審議会等の女性委員の割合は33.9%（平成27年4月現在）となり、女性の参画が進んでいることが伺えます。しかし、個々の審議会を見てみると目標値に届いていない審議会等もあり、まだまだ十分とはいえない状況です。個々の審議会についても注視していく必要があります。

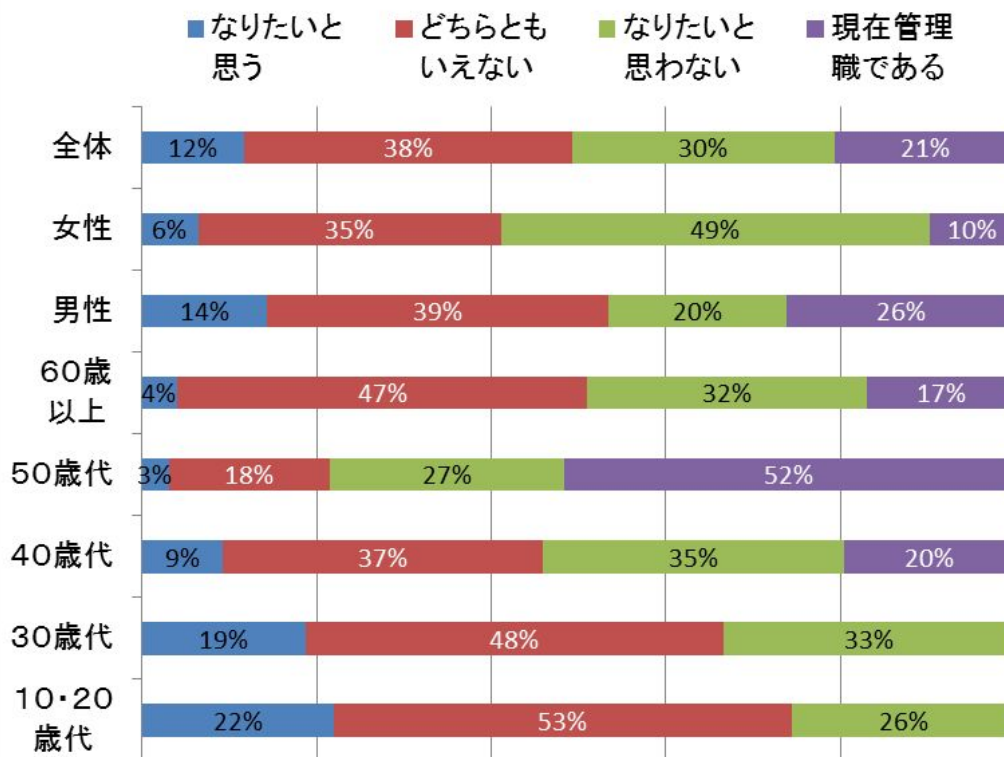


平成26年度男女共同参画白書より作成

また、庁内の女性管理職（一般行政職）については計画当初の平成13年4月1日に0.9%（課長級以上）であったのが、平成26年4月1日では5.0%になりました。上昇はしていますが、依然として低い状況です。

女性の管理職が増えないのは、管理職試験の受験者が少ないことが原因の一つと考えられます。女性職員の意識を把握し、必要な啓発等を行っていく必要があります。

あなたは管理職になりたいと思いますか？（1つ）



職員意識調査（平成27年度）

防災・災害復興への女性の参画については、計画策定当初は防災計画の策定・推進をする防災会議には、女性委員は1人もいなかったものの、平成26年10月現在で45人の委員のうち7人が女性委員となっています。女性の参画が進んでいますが、まだ十分とは言える状況ではありません。

## 基本課題Ⅵ推進体制

庁内の推進組織である男女共同参画推進庁内連絡会議・幹事会については、年に1回の研修とシンポジウムへの参加を通じて啓発を行っています。今後、男女共同参画を推進して行くためには、連絡会議・幹事会を積極的に活用して行く必要があります。

男女共同参画の推進拠点としては平成14年12月からインターネット上のバーチャルセンターとしてインターネット男女共同参画推進センター（愛称：参画 eye）を開設しました。参画 eye は市内外のNPO法人と協働で運営を行い、男女共同参画の情報発信拠点として、常に新しい情報の発信に努めました。

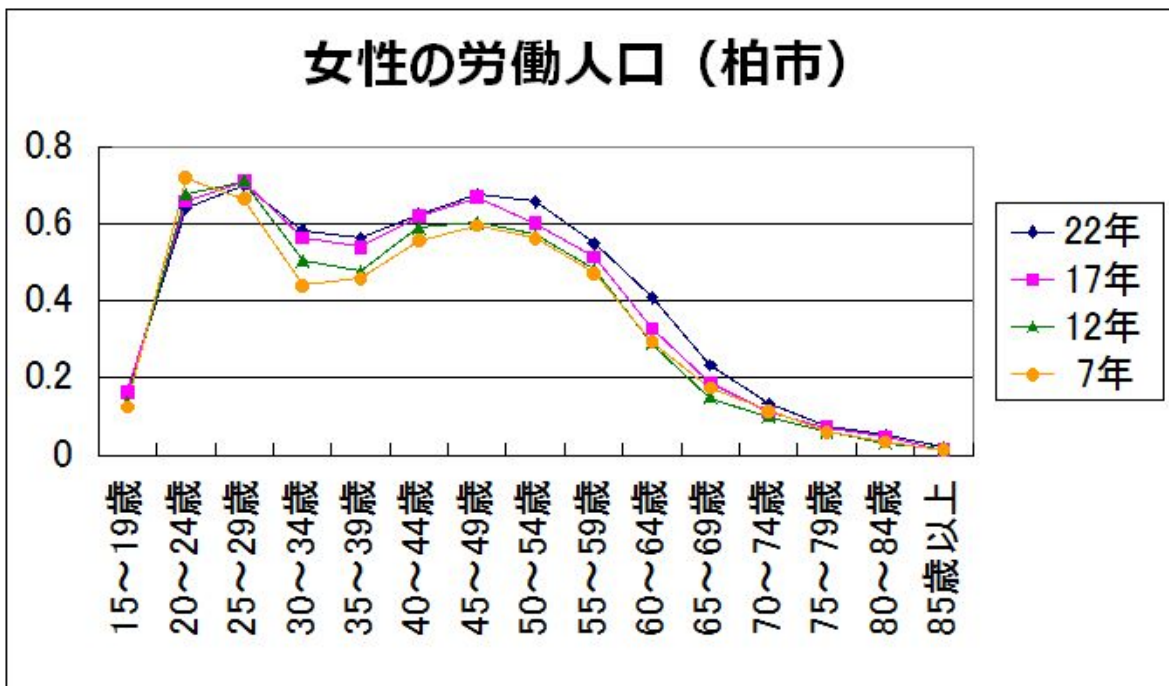
男女共同参画推進計画の進捗については、毎年度各事業の担当課が事業の進捗に関する調査票を作成し、男女共同参画室で取りまとめて、審議会で審議を行いました。進捗状況については、審議会での審議を経た後、柏市インターネット男女共同参画推進センター（愛称：参画 eye）に掲載しています。

なお、平成26年度からは審議会の求めに応じ、一部の事業の担当部署が審議会に出席して説明を行っています。計画を滞りなく推進するためには担当部署の当事者意識を育てていくことが大切です。そのため引き続き、研修、イントラネットを使った情報提供、企画展示など職員への啓発が不可欠です。

### 3 柏市の現状

#### (1) 女性の就業

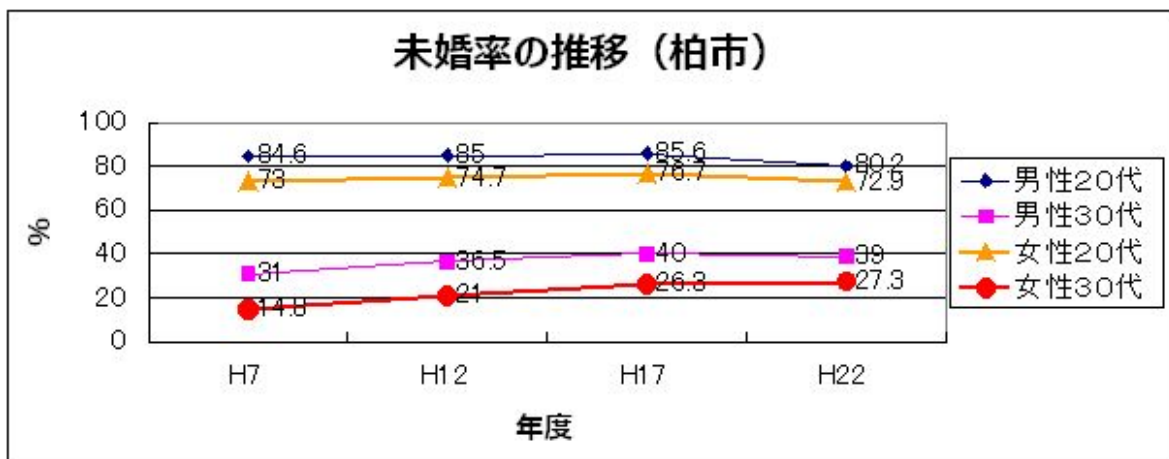
柏市の女性の労働人口は年々子育て世代の30代から40代の女性の労働人口が少なくなっており、いわゆるM字曲線を描いています。しかし、平成7年以降その窪みは浅くなってきています。また、平成7年には30～34歳が一番低かったのに対し、それ以降は35～39歳が一番低くなっています。



国勢調査結果より作成

#### (2) 結婚、出生率・数

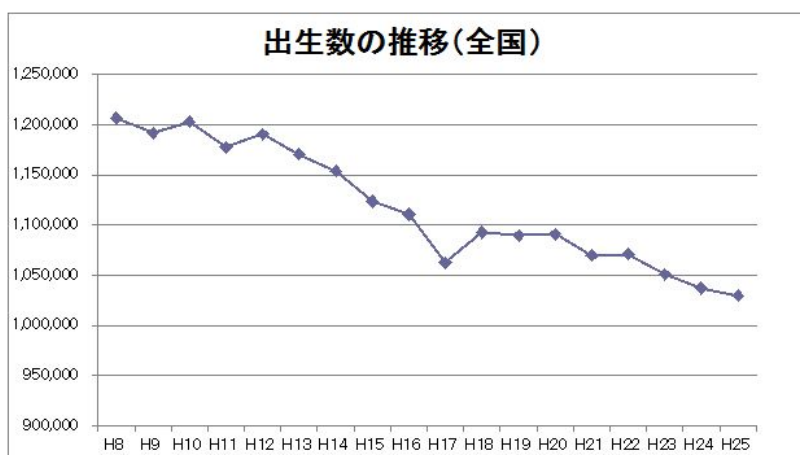
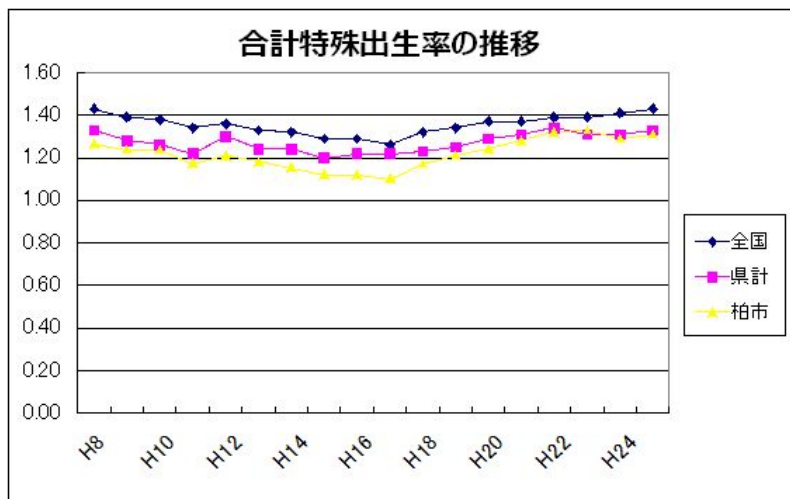
男女とも20代の未婚率については、平成7年度から平成22年度にかけて多少減少しているものの、30代については増加している状況が見られます。



国勢調査結果より作成

合計特殊出生率については、全国より、千葉県が低く、千葉県より柏市が低いという状況が見られました。柏市においては平成17年から徐々に上昇の傾向が見られましたが、出生数については出生率と同じような上昇傾向が見られるわけではありません。全国に至っては、逆に下降傾向を辿っています。出生率が上昇しても子どもを産むことができる女性が減少しているため、出生数が減少していると考えられます。

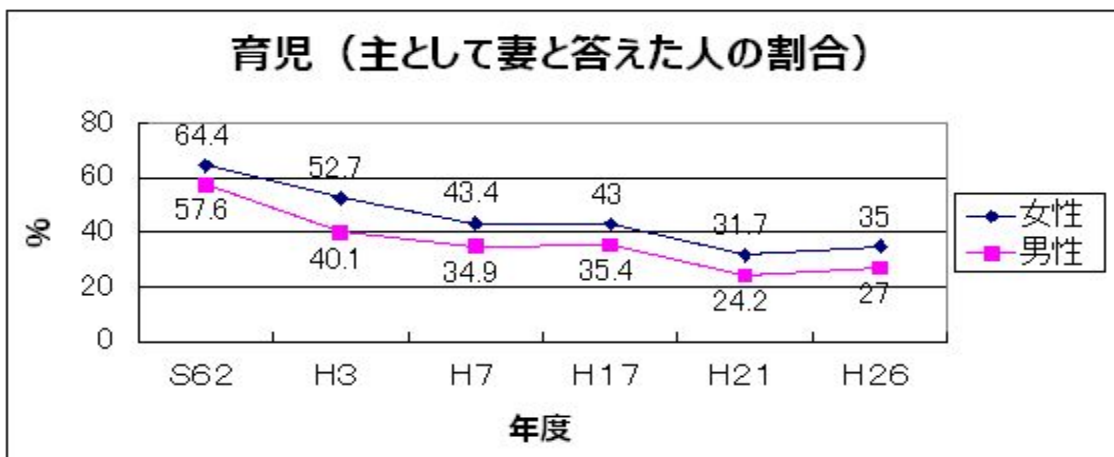
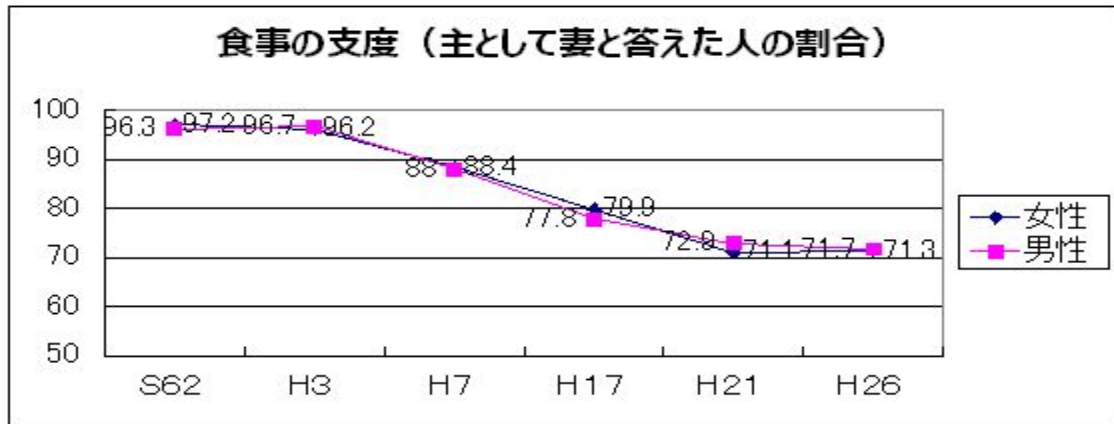
子どもを産みたいと思える社会にするには、男性も家事・育児に参加することが重要です。そのためには、男女ともに取得しやすい育児休業制度の充実、男性の意識づくり、職場がそれを認める環境づくりのほか、男性も利用しやすい施設の整備、子育ての場に男性を受け入れようという環境づくりが必要です。



### (3) 家事・育児

男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）によると昭和62年当時9割を超えていた「食事の支度」での「主として妻」との回答は平成26年度の調査では7割までに下降しています。同様に「掃除や洗濯」も7割まで下降しているという結果が出ました。また「日常の買い物」も5割強まで下降しています。「育児」については昭和62年当時「主として妻」が約6割でしたが平成26年度には約3割にまで下降してきています。妻への家事の集中は相変わらず高いとは言え、少しずつ緩和してきている状況が伺えます。

(平成26年市民意識調査)



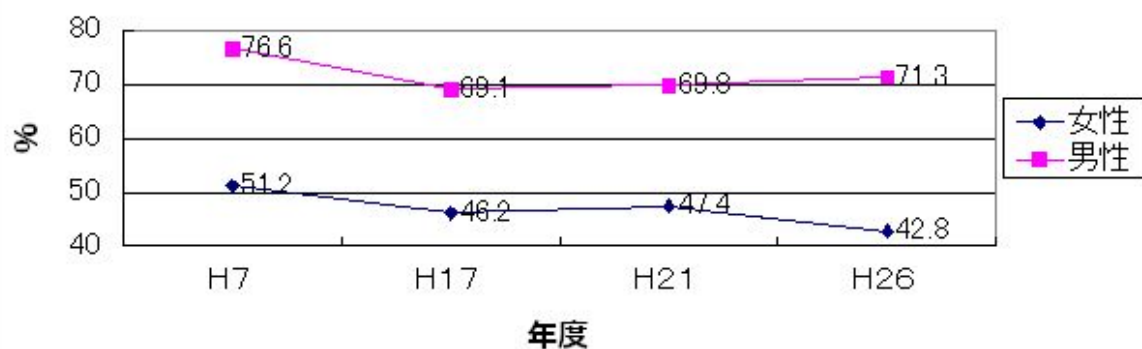
### (4) 介護等

男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）によると「日常生活が不自由になったときの身の回りの世話（2つまで）」について、「配偶者に世話をしてもらおう」と回答したのは特に男性で多く7割の男性が「配偶者」と回答しています。施設やホームヘルパーなど介護サービスを希望する人も多いことがわかります。

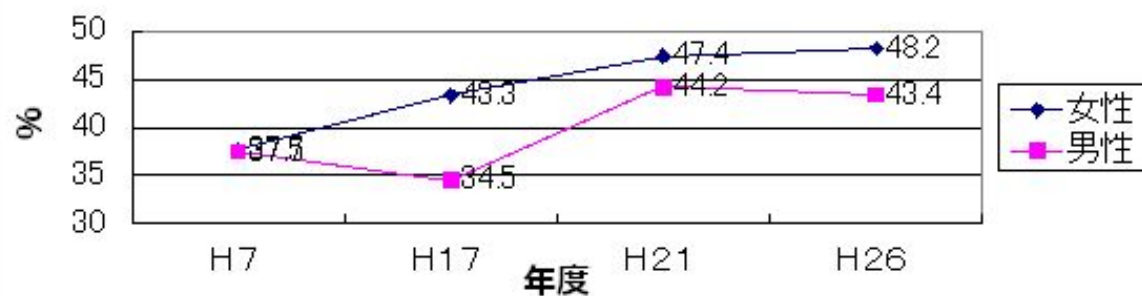
(平成26年市民意識調査)



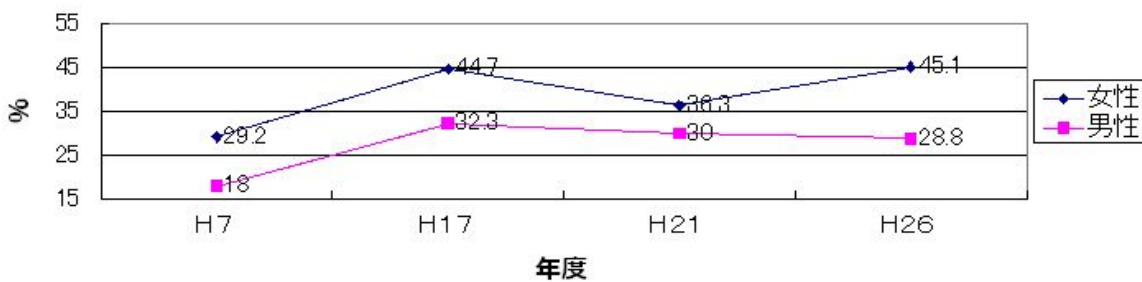
配偶者に世話をしてもらおうと答えた人の割合



特別養護老人ホーム等に施設に入ると答えた人の割合



ホームヘルパーに世話をしてもらおうと答えた人の割合



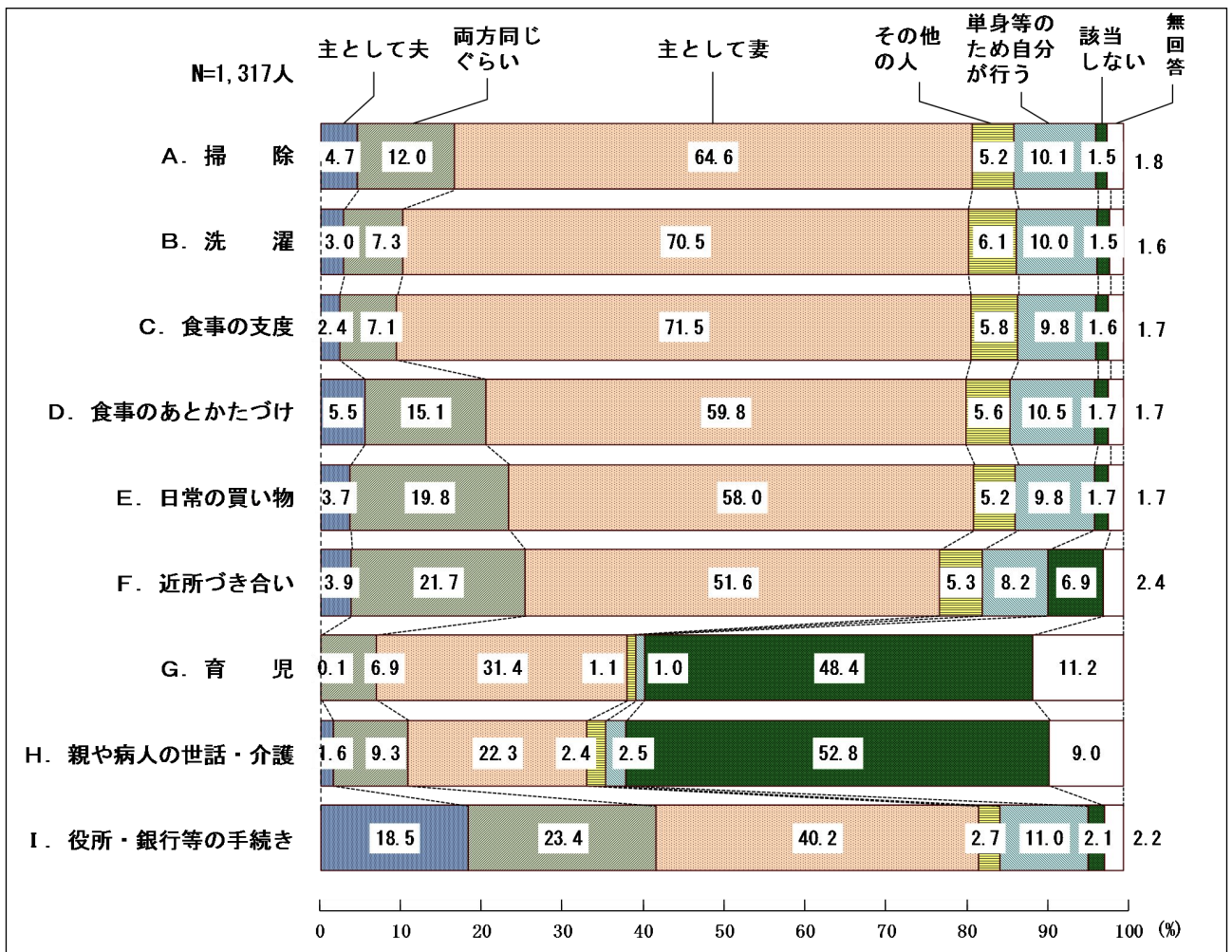
(5) 市民の意識

(平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査より)

調査地域 柏市内全域  
調査対象 柏市在住の満20歳以上の男女  
標本数 4,000人  
標本抽出法 住民基本台帳より無作為抽出  
調査方法 郵送により調査票・返信用封筒を配布し、郵送により回収  
調査期間 平成26年9月17日～平成26年10月10日

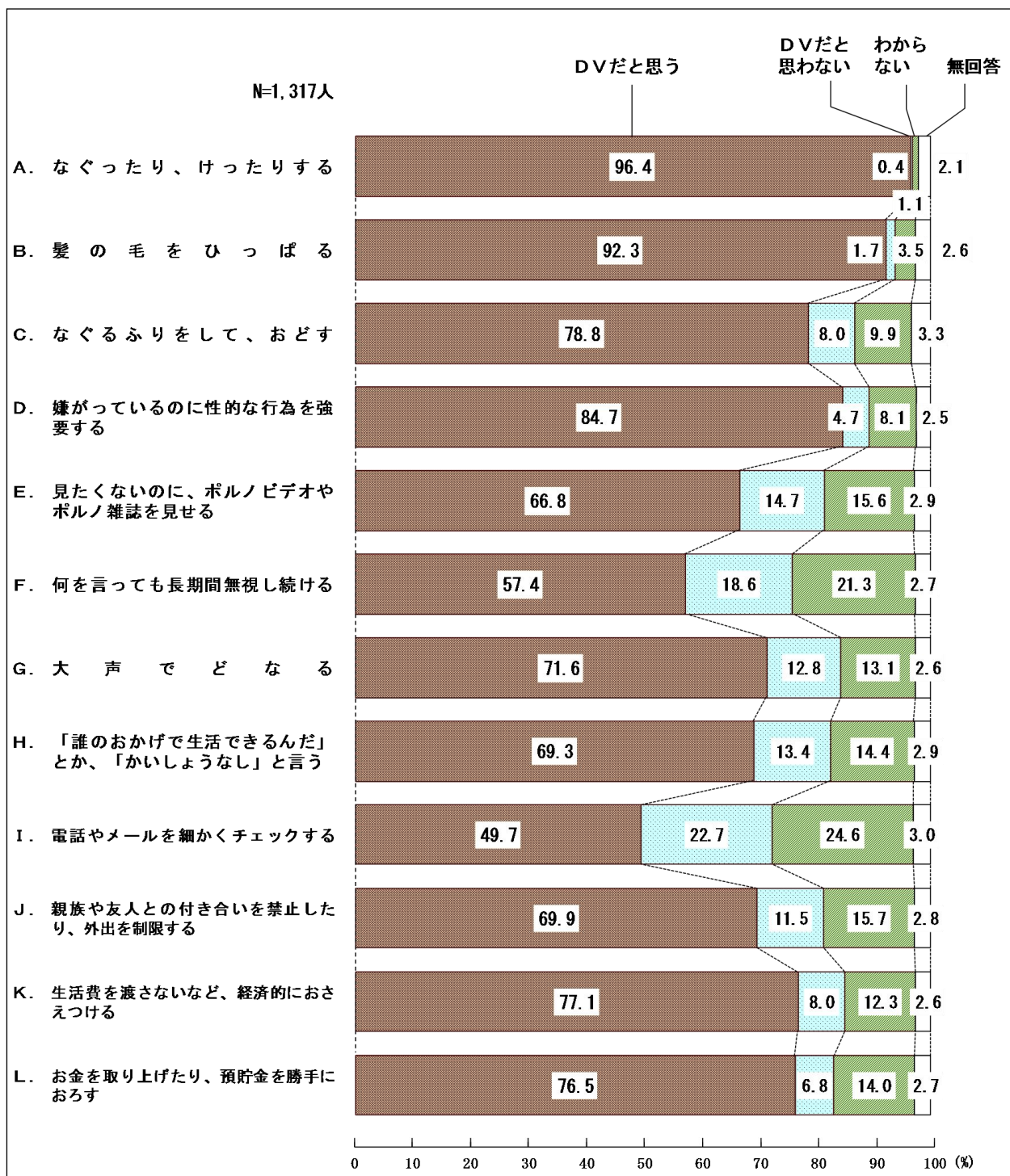
	全体	女性	男性	性別無回答
回収数(人)	1,317	739	541	37
回収率(%)	32.9	37.0	27.1	—

ア. 次のような日常的な事柄は、主に誰がしていますか。



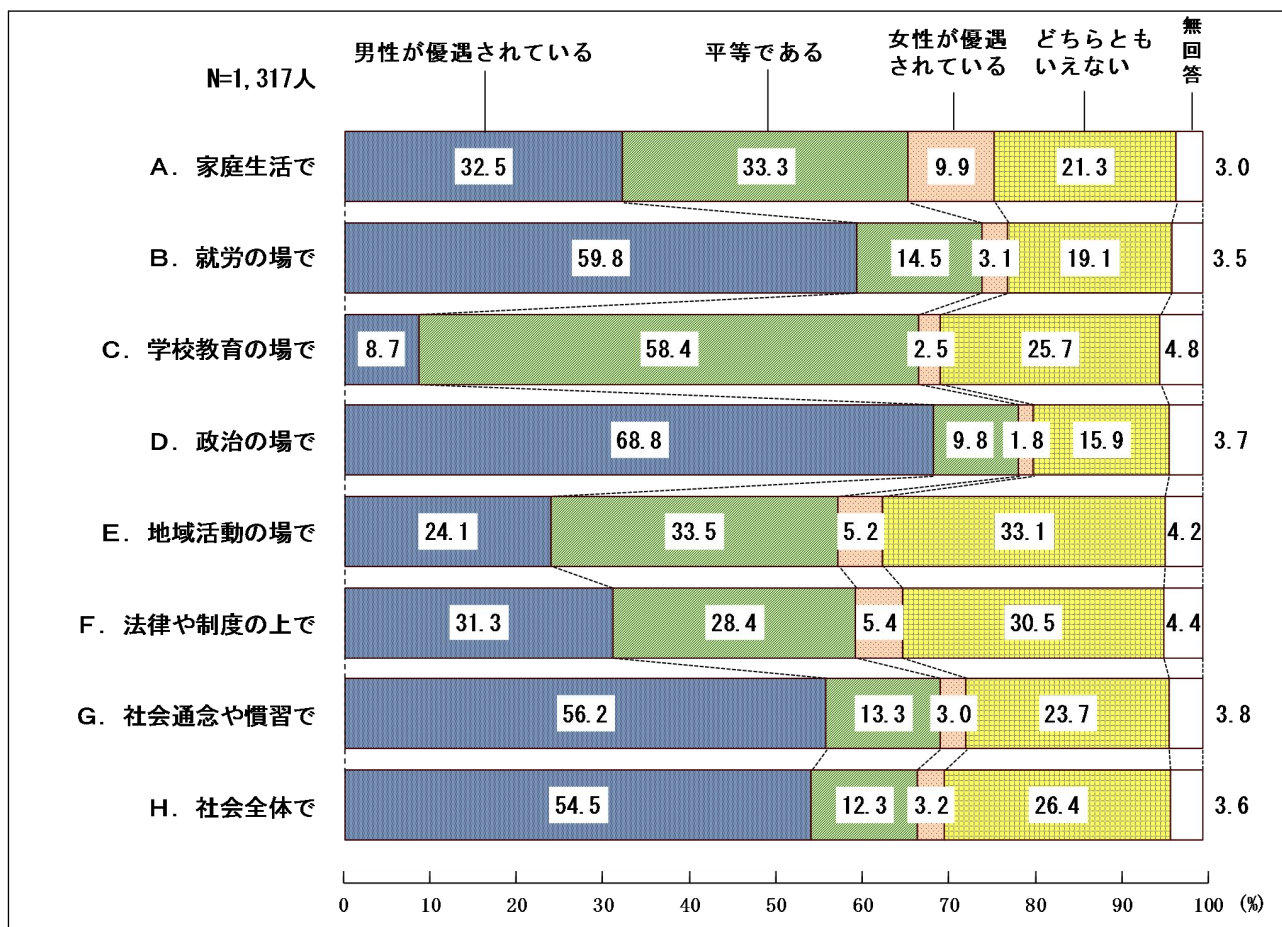
日常的な事柄は主に誰がしているかについては、[G.育児]，[H.親や病人の世話・介護]の「該当しない」を除くと、どの項目も「主として妻」が最も多い状況です。「主として妻」については徐々に減少していますが、まだまだ高い状況であることが伺えます。

イ. 配偶者や恋人からの暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）と言いますが、あなたは次のような行為をDVだと思いませんか。



DV（ドメスティック・バイオレンス）だと思うことについては、全12項目のうち10項目で、「DVだと思う」が65%以上を占めています。[A.なぐったり、けったりする]，[B.髪の毛をひっぱる]など9割を超えているものがある一方、項目によっては5割に届かないものもあり、継続的な啓発が必要です。

ウ. あなたは、次の分野で男女は平等になっていると思いますか。



各分野における男女の平等感については「平等である」との回答が最も多いのは[学校教育の場]となっています。[就労の場][政治の場][社会通念や慣習][社会全体]については、いずれも「男性が優遇されている」との回答が多く、男女共同参画社会の実現には引き続き啓発をしていかなくてはなりません。

## 第2章 基本計画

### 基本課題1 女性の活躍促進【重点課題】

多様化するニーズに応えるには、男性だけでなく女性の意見を取り入れることが重要です。そのためには女性が意思決定の場にいることが不可欠です。市では女性の活躍促進を重点課題に位置づけ、特に力を注いでいきます。

指 標	平成 27 年 4 月	平成 32 年 4 月
	市の女性管理職の割合（一般行政職）	3.6%
附属機関で女性委員が35%以上の割合	53%	65%
防災推進員における女性の割合	8.9%	25%
町会長・自治会長・区長等における女性の割合	7%	15%

#### 市民に取り組んでほしいこと

- 審議会委員の公募に応募して、意見を寄せましょう。
- 地域や組織の一員として企画・運営に積極的に参加しましょう。

#### 事業所に取り組んでほしいこと

- 女性も活躍できる環境が整えられているか、確認しましょう。
- 性別に関わりなく、一人ひとりの能力にあった登用に努めましょう。
- 関係法令を遵守し、周知に努めましょう。

#### 市の取組

- 女性管理職の育成・登用に努めます。
- 審議会等に積極的に女性を登用します。

### 市の女性管理職の割合

本市の女性管理職の割合は平成27年4月現在で3.6%となっています。内閣府の調査（平成26年度）によると市区の課長職相当（一般行政職）の割合は8.6%となっており、本市の女性管理職の割合（平成26年度は5.0%）は他の市区の平均と比べ低くなっています。

### 附属機関の女性委員の割合

附属機関とは地方自治法に規定されている機関で、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」とされています。本市では柏市附属機関等組織運営要領の中で「男女の一方の委員数が、委員総数の100分の35未満とならないようにする。」と記載しています。

### 防災推進員における女性の割合

防災推進員は地域住民による任意の防災組織である自主防災組織の活性化を図るため、平成10年度に創設しました。県市が実施する講習会等に参加し、修得した知識技術を自主防災組織内で普及を図ったり、災害発生時に地域住民と協力し、消火、救出活動を行ったりすることが主な任務になります。平成27年3月31日現在で414人の防災推進員が活動しています。

### 町会長・自治会長・区長等における女性の割合

市内の町会・自治会については平成27年度の町会・自治会長・区長291人のうち、女性は26人です。『町会・自治会・区役員の手引き』では、Q&Aで女性の登用を呼びかけています。

## (1) 市の政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進

### 【現状と課題】

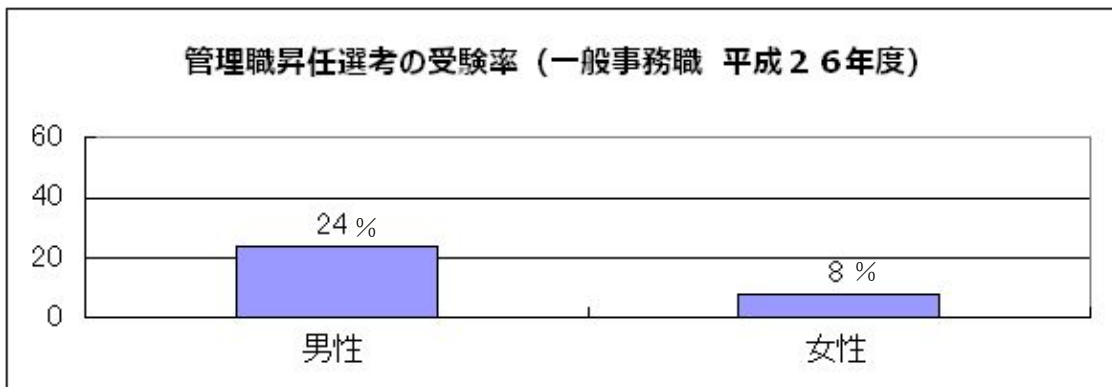
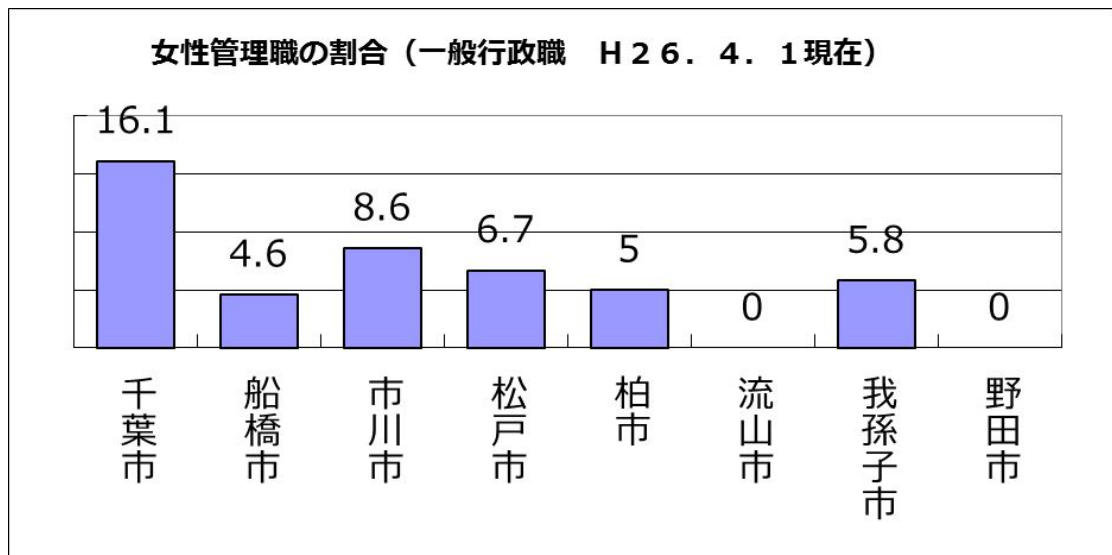
人口の半分を占める女性が、あらゆる分野に意見を反映させていくことは、社会を形成していくうえで大変重要です。しかし、現状では公的分野、私的分野を問わず政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいるとは言えません。多様化するニーズに対応するには、女性が意見を反映できる組織が必要です。そのためには様々な分野で男女格差を積極的に改善するポジティブ・アクション（※3）という考え方が不可欠です。

本市の管理職のうち女性の割合は3.6%と前計画の策定当時（0.9%）に比べて高くなりました。しかし、県内の同規模以上の人口の市と比べると高いとはいえません。女性の管理職が増えない理由としては、管理職昇任選考の女性の受験率が低いことが挙げられます。

平成26年度の管理職昇任選考の受験率は、一般事務職で男性が対象の24%であるのに対して、女性は8%と非常に低い状況です。まず、受験率をあげるために女性職員の意識を把握し、必要な啓発等を行っていく必要があります。

一方、審議会等への女性の参画については、柏市附属機関等組織運営要領等で委員

平成26年度男女共同参画白書より作成





の35%を下回らないことを目標としていますが、平成27年4月1日現在で33.9%となっており、平均値では目標値に近づいています。しかし、個々の審議会を見てみると目標値に届いていない審議会等もあり、まだまだ十分とはいえない状況です。

国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年）が成立し、301人以上の企業は、女性の活躍推進に関する行動計画を策定しなければならなくなりました。女性の活躍促進に向けた取り組みが国を挙げて進められています。本市でも4つの課題の中で特に「女性の活躍促進」を重点課題として位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

■ 審議会等における女性委員の数 (平成27年4月1日現在)

女性委員の率(%)	0	～9.9	～19.9	～29.9	～39.9	～49.9	～59.9	～65.0	65.1～
審議会数	2	1	6	8	7	13	4	2	2

施策1 政策・方針決定の場への女性の登用促進

① 審議会等への女性の登用促進

市の政策・方針決定に関わる審議会等で一方の性に偏ることなく、市民の声を市政に反映させるよう努めます。また、個々の審議会等についても注視していきます。

番号	具体的な施策	担当課
1	審議会等で一方の性が35%を下回らない委員構成	行政改革推進課 男女共同参画室 審議会所管部署
2	公募制度の推進と公募枠の拡大	行政改革推進課 審議会所管部署
3	クオータ制（※4）の調査・研究	行政改革推進課 男女共同参画室
4	先進市の取り組みの研究	男女共同参画室

② 女性職員の管理職への積極的登用

市の女性職員の管理職への登用を積極的に図っていきます。

番号	具体的な施策	担当課
5	女性職員の管理職への積極的な育成・登用	人事課
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の推進	人事課 男女共同参画室

※3 ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。

※4 クオータ制

ポジティブ・アクションの手法の一つであり、人権や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。

## 施策2 女性のエンパワーメント（※5）に向けての環境整備

### ①人材リストの整備と活用

男女共同参画社会の実現への尽力が可能な個人および団体のリストを整備します。  
また、審議会等の女性委員の登用率を高めるため、リストの活用を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
7	女性人材リストの整備・活用	男女共同参画室

### ②女性のエンパワーメントに向けての学習プログラムの充実

女性がエンパワーメントに必要な知識や能力を身につけるために学習プログラムの充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
8	男女共同参画センターでの講座の開催	男女共同参画室 関係部署

#### ※5 エンパワーメント

「力をつけること」。自らの意識と能力を高め、政治的、社会的、文化的または経済的に力を持ち、社会を変革していく存在となることをい

## (2) 防災・地域活動、雇用等あらゆる分野への女性の参画の推進

### 【現状と課題】

近年、自然災害が多発しています。災害時においては、家事や育児などの負担が女性に集中するという問題が起こっています。また、避難所生活を送ることを余儀なくされた場合、プライバシーの確保、女性や子どもに対するさまざまな配慮が求められますが、支援する側に女性の担当者が少ないことで問題の解決が遅れることもあります。避難所の運営だけでなく、防災全体に女性の視点を入れていくことが大切です。

就労の場では、男女間格差是正のため、法律は整備されてきました。しかし、現状では、出産前に就業していた女性の約6割が出産後に離職しています。

女性は、能力や意欲を適正に評価されることが少なく、補助的な仕事や単純労働を担う傾向があり、昇進・昇格の機会や賃金についても男性との間に大きな格差がみられます。働く場での男女平等を図るためには、ポジティブ・アクションの導入が必要です。

地域活動においては、平成27年度で町会・自治会長・区長291人のうち、女性は26人と、8.9%に留まっています。地域の活性化にあたっては、多様な視点からの組織運営や事業展開が不可欠であるため、女性の参画を働きかけていきます。

### 施策1 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画

#### ①防災会議等への女性の登用促進

防災分野に女性の視点や声を反映できるように、女性の参画を促進します。

番号	具体的な施策	担当課
9	防災会議等への女性の登用促進、および積極的に女性の声を反映できる仕組みの検討	防災安全課

#### ②女性消防職員の積極的採用・登用

防災の現場に女性職員が配置されるよう、女性消防職員について、積極的な採用・登用に努めます。その人材育成や管理職への登用の機会を拡充します。

番号	具体的な施策	担当課
10	女性消防職員の採用、人材育成と管理職への積極的登用	消防局

#### ③女性リーダーの育成

災害時・復興活動における女性防災リーダー（市の女性管理職）の育成に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
11	女性防災リーダーの育成	防災安全課

### 施策2 男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の見直し

#### ①男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の見直し

地域防災計画・各種対応マニュアル・支援策に、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方に充分配慮しているかの視点を踏まえるよう努めます。

番号	具体的な施策	担当課
12	地域防災計画等の点検および見直し	防災安全課 関係部署 男女共同参画室

②災害時における女性の人権の尊重

災害時における女性をめぐる問題を人権問題の観点から洗い出し，地域防災計画等の運用に活かします。

番号	具体的な施策	担当課
13	災害時の女性問題及び解決策の検討 避難所生活等を含めた災害時の男女共同参画の視点に 立った配慮	防災安全課 男女共同参画室

施策3 雇用における女性の参画促進

①管理職等への女性登用についての啓発

女性労働者の職域の拡大，研修などによる能力開発，管理職への登用を図るよう事業主に対して働きかけます。

番号	具体的な施策	担当課
14	ポジティブ・アクション普及に向けた情報提供	男女共同参画室

②就職希望者への支援

女性の職業能力を向上させ，より適した職業をみつけるため，相談・支援等の充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
15	就労に関する情報の提供	商工振興課
16	ハローワークと連携した就労支援活動の強化	商工振興課

施策4 農業における男女のパートナーシップの確立と起業者への支援

①農業委員・農協役員への女性登用の働きかけ

農業委員・農協役員への女性の登用を働きかけます。

番号	具体的な施策	担当課
17	農業委員・農協役員への女性登用の働きかけ	農業委員会 農政課

②女性経営者への支援

起業を希望する女性に関連情報を提供します。

番号	具体的な施策	担当課
18	起業に関する情報の提供	商工振興課

施策5 地域活動における女性の参画促進

①女性が役員会等の意思決定の場へ参画できるよう，働きかけます。

番号	具体的な施策	担当課
19	町会・自治会・市民活動団体・PTA等への働きかけ	地域支援課 男女共同参画室 協働推進課

## 基本課題 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職業生活と家庭生活の両立に対する理解を深め、協力を得るための啓発や各種制度の周知を進めます。

### 指 標

	平成 27 年 4 月	平成 32 年 4 月
市職員の子供 休暇の平均取 得日数	1.3 日／年 (平成 25 年度)	3.0 日／年 (平成 31 年度)
ママパパ学級 (両親学級) 参 加者数	1,043 人	1,200 人
認可保育園等 の国基準の待機 児童数 (人)	0 人	0 人
特別養護老人 ホーム整備床数	1,414 床	1,834 床 (平成 32 年度)

### 市民に取り組んでほしいこと

- 自分の職場の育児・介護休暇などの制度を調べてみましょう。
- 男性も家事・育児・介護に主体的に取り組みましょう。

### 事業所に取り組んでほしいこと

- ワーク・ライフ・バランスのメリットについて学びましょう。
- 働きやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 関係法令を遵守し、周知に努めましょう。

### 市の取組

- 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の職員への周知を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を図ります。

### 市職員の子供休暇の平均取得日数

子供休暇は、小学生以下の子供を養育する職員が取得できる休暇で、年度につき5日（子が2人以上の場合は10日）付与されます。職員は、子を看護する場合や、子に健康診断又は予防接種を受けさせる場合のほか、子が通う幼稚園、保育所、小学校等の行事に参加する場合に取得することができます。

### ママパパ学級（両親学級）参加者数

ママパパ学級（育メン編）は、父母が協力して出産・育児に臨めることを目的に、出産・育児情報の提供、育児体験等、両親で参加するプログラムを行っています。

平成26年度の初産の妊娠届出は年間約1,700人で、目標値1,200人は、届出の約7割に当たるものです。

### 認可保育園等の国基準の待機児童数

国基準の待機児童数ゼロを目指し、平成25年7月に「緊急対策柏市待機児童解消アクションプラン」を策定しました。アクションプランに基づき、幼保連携型認定こども園や私立認可保育園の整備等を進めてきた結果、平成27年4月時点で、国基準の待機児童数ゼロを達成しました。今後も4月時点の国基準の待機児童数ゼロの維持と入園保留者（保育を必要とする支給認定を受けており、認可保育園等への入園を希望しているが、保留となっている者）のさらなる減少に向けて取り組んでいきます。

### 特別養護老人ホーム整備床数

本市の要介護認定者（要支援認定者含む）は、平成27年6月末時点で14,139人（認定率14.1%）ですが、平成37年度には24,458人（認定率21.4%）と今後の約10年間で7割の上昇が見込まれます。特別養護老人ホームの入所待機者も700人を超えており、そのうち約7割のかたが、できる限り早い入所を希望しています。第6期柏市高齢者いきいきプラン21では平成32年度までにさらに420床の整備を計画しています。

柏市高齢者いきいきプラン21＝平成12年に策定された法に基づく老人福祉計画・介護保険事業計画で「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち柏」を基本理念に各種の施策を推進しています。

### (3) 男女が共に担う家庭・地域づくり

#### 【現状と課題】

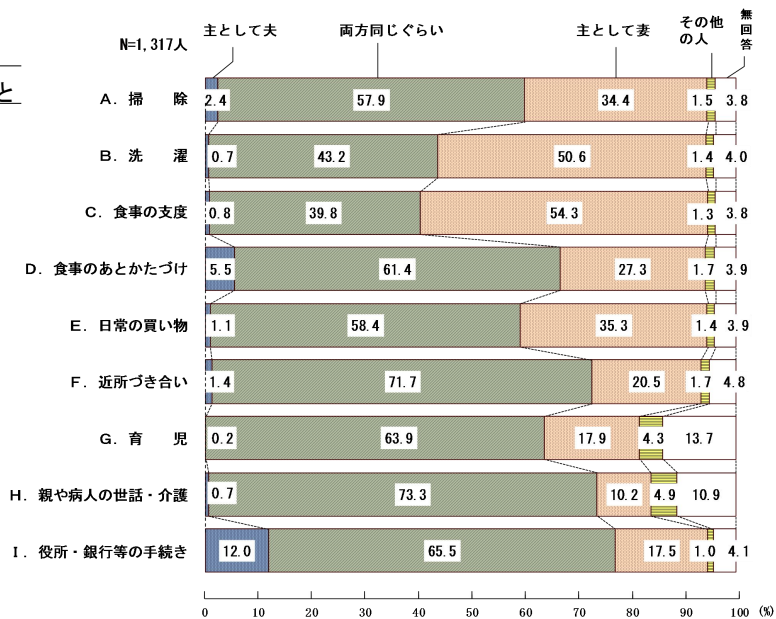
男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）では、「次のような日常的な事柄について主に誰がするのが理想的だと思いますか」との質問に対して、「洗濯」「食事の支度」以外は「両方同じぐらい」が一番多い結果となりました。しかし、現実には、ほとんどの項目で「主として妻」が行っていることがわかりました。

国は女性の活躍を推進していくため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を制定し、自治体と301人以上の企業に行動計画の策定を義務付けました。女性の活躍を推進していくためには、男性も家事などに主体的に取り組む必要があります。

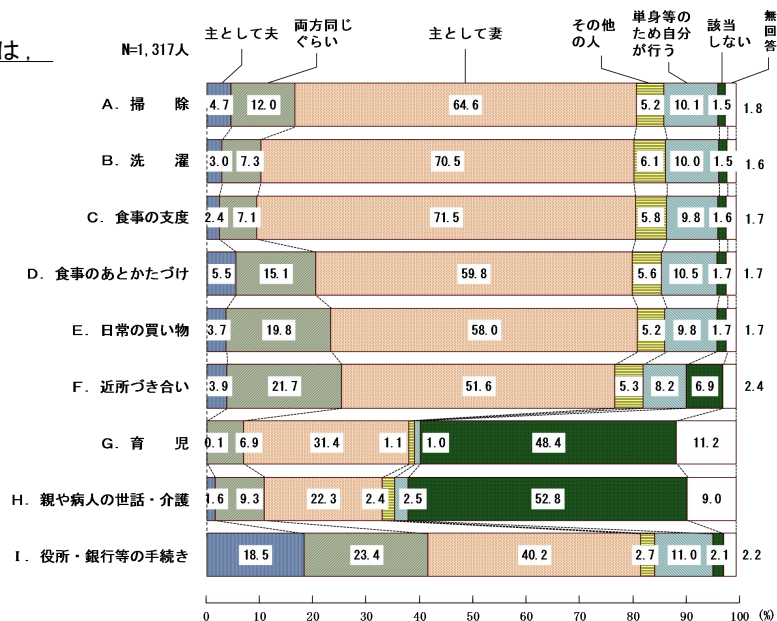
また、退職後の男性にとって、生活の自立や生きがいづくりは大きな課題となっています。地域での活動への参画は地域の活性化だけでなく、仲間づくり、生きがいづくりにつながります。

男性も女性も共に参画する家庭・地域づくりを推進します。

次のような日常的な事柄は、  
主に誰がするのが理想的だと思いますか。



次のような日常的な事柄は、  
主に誰がしていますか。



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

## 施策1 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

### ①地域活動・市民活動への参画推進

豊かな地域コミュニティを築くために、地域活動へ男女が積極的に参画していく必要があります。

番号	具体的な施策	担当課
20	地域活動・市民活動の情報収集と提供，地域コミュニティ活動の推進	協働推進課 地域支援課
21	ホームページや市民交流センター運営等による市民活動の情報発信・支援	協働推進課
22	町会・自治会・区等への勧誘	地域支援課

### ②男性が家庭責任を担うための支援

男性の家事・育児・介護への積極的参画を促し，生活的自立を図るための講座を開催します。

番号	具体的な施策	担当課
23	育児に関する講座	地域健康づくり課 保育運営課
24	介護保険の制度やサービスなどに関する講座	高齢者支援課 福祉活動推進課 介護基盤整備室 地域医療推進室



## (4) 男女が平等に仕事と生活を両立できる環境づくり

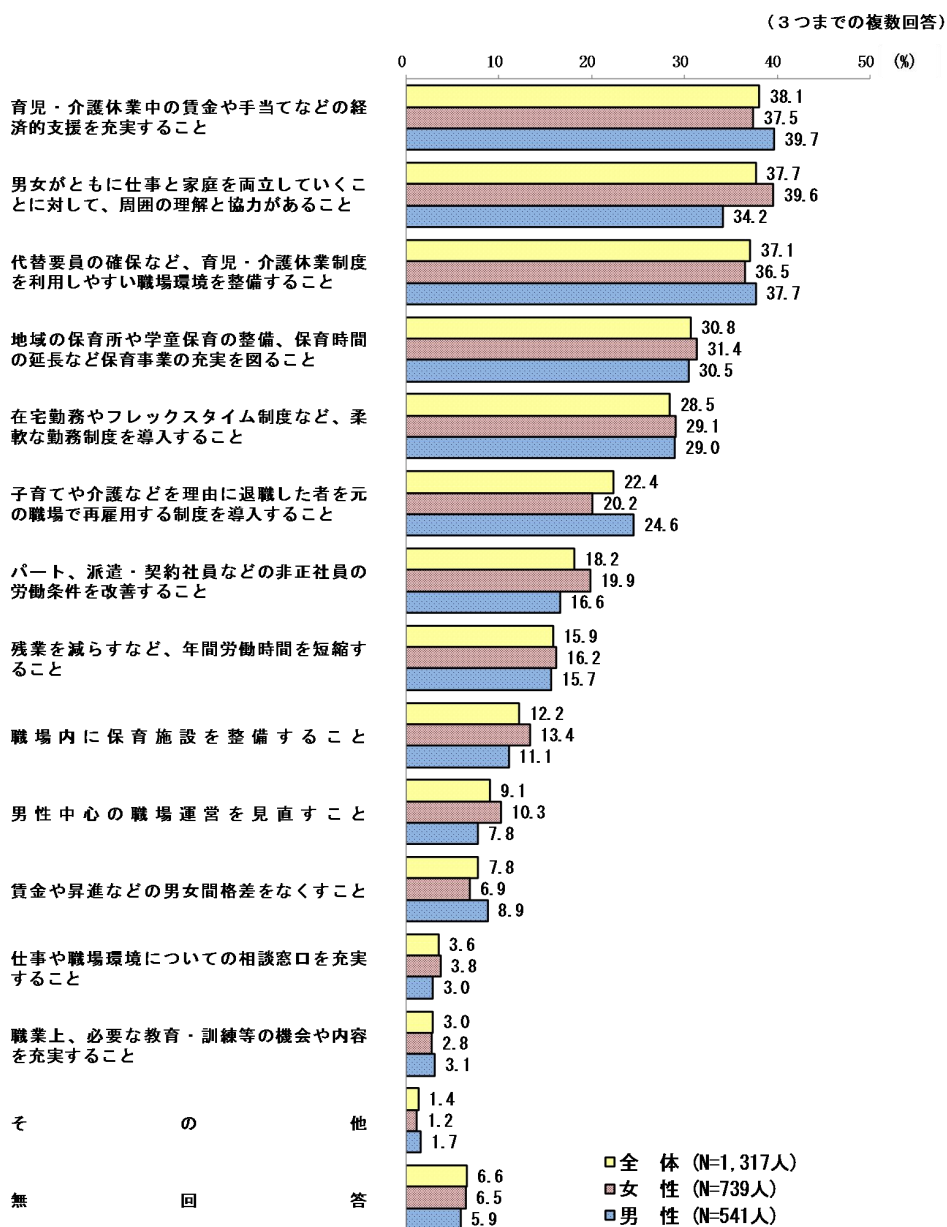
### 【現状と課題】

男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）では、「男女がともに仕事と家庭を両立していくために、どのような環境整備が必要だと思いますか」との質問に対して、「経済的支援」のほか、「周囲の理解と協力」や「利用しやすい職場環境の整備」「保育所の整備や保育事業の充実」を選ぶ人が多い結果となりました。

一方で「男性が育児休業や介護休業を取ることについてどう思いますか」との回答には、男女とも「取得すべき」「取得したほうがよい」を合わせ、肯定派が7割を超えました。しかし、現状では民間企業で2.03%、国家公務員で2.77%とほとんどの男性が育児休業を取得していません。

ワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、ハード面、ソフト面の整備のほか、職場の雰囲気や環境の整備が大切です。ワーク・ライフ・バランスを実現することは働く人だけでなく、企業にとっても有能な人材の確保につながるなどのメリットがあるとされています。男女が仕事と生活を両立できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。

男女がともに仕事と家庭を両立していくために、どのような環境整備が必要だと思いますか。



## 施策1 仕事と生活を両立できる環境づくり

### ①保育サービスの充実

仕事を持つ男女が安心して子育てができるよう保育サービスの充実に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
25	保育サービスの充実 既存幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行 私立認可保育園の整備 延長保育 病児保育 病後児保育 産休明け保育 こどもルーム	保育整備課 学童保育課 保育運営課

### ②子育て支援事業の充実

子育て中の保護者が子育てを楽しむことができ、いつでも相談できる場や仲間づくり、社会参加できるように地域ぐるみで支援事業の充実に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
26	子育て支援事業の充実 児童センター、地域子育て支援センター、一時保育、ファミリー・サポート・センター	保育運営課 子育て支援課
27	地域ぐるみの子育て支援 母と子のつどい	地域健康づくり課

### ③相談体制の充実と情報提供

子育て中の保護者の悩みごと相談や子育て支援情報の提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
28	教育相談、子育てにこにこ電話相談、育児相談、家庭児童相談の充実、利用者支援事業	教育研究所 地域健康づくり課 保育運営課 こども福祉課 子育て支援課
29	要保護児童対策地域協議会関係機関との連携強化	こども福祉課
30	母子・父子自立支援相談の充実	こども福祉課
31	広報紙等による情報提供	こども福祉課 子育て支援課
32	柏市民健康づくり推進員の訪問による情報提供	地域健康づくり課
33	子育てサイト「はぐはぐ柏」の充実	子育て支援課

### ④介護予防の推進や介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた家や地域で、自分らしく安心した生活を続けられるよう、介護予防の推進や地域密着型サービスの整備などを図ります。

番号	具体的な施策	担当課
34	特別養護老人ホームの整備	介護基盤整備室
35	地域包括支援センターの整備・事業の充実	福祉活動推進課
36	介護予防拠点の整備	福祉活動推進課

### ⑤障害者支援サービスの充実

障害者が住み慣れた家や地域で自分らしく生活できるよう、在宅サービスや施設サービスの充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
37	障害者（児）居宅支援サービスの実施と一時介護委託料の助成	障害者相談支援室

## 施策2 仕事と生活を両立できる意識づくり

### ①労働法令の理解促進

男女が対等なパートナーとして働くことができるよう、事業主・男女労働者に労働法令の周知を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
38	労働基準監督署等が開催する講座等の情報提供、関係機関と連携した意識啓発の推進 男女雇用機会均等法 労働基準法 育児・介護休業法 パートタイム労働法	男女共同参画室 商工振興課

### ②働く女性の母性保護についての啓発と情報提供

働く女性の母性が保護されるとともに、健康に働き、安心して出産できる環境整備と生涯を通じた健康支援のための情報提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
39	母性保護の普及 母性健康管理指導事項連絡カードの活用	地域健康づくり課
40	広報紙等による啓発	男女共同参画室

### ③経営への参画支援

自営業、農業に従事する女性の地位の向上を図るとともに、労働時間短縮等の生活環境改善のために、「家族経営協定」の締結等を働きかけていきます。

番号	具体的な施策	担当課
41	家族経営協定の情報提供	農業委員会 農政課
42	自営業者への情報提供	男女共同参画室

### ④事業主に対する啓発

ワーク・ライフ・バランスに対する啓発を行います。

番号	具体的な施策	担当課
43	女性の職業生活における活躍促進に関する法律に伴う推進計画の検討	男女共同参画室 商工振興課
44	ワーク・ライフ・バランスの普及促進 企業表彰のあり方（インセンティブ等）の検討	男女共同参画室 関係部署

⑤育児・介護休業制度の男女の利用促進  
育児休業，介護休業制度の周知を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
45	企業や働く人の支援や相談窓口など，関係機関と連携した情報提供	男女共同参画室 商工振興課
46	庁内への働きかけ 出産・育児にかかる各種休暇休業制度利用の働きかけ 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の周知・推進	人事課

⑥就職を控えた学生への啓発  
これから就職を控えた学生を対象に，職場を選ぶ目を養うための啓発を行います。

番号	具体的な施策	担当課
47	就職を控えた学生への啓発	男女共同参画室

⑦女性の労働の状況把握調査  
女性の就業に関する調査や研究に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
48	就業状況把握のための調査・研究	男女共同参画室

### 基本課題3 男女共同参画を旨とする教育・学習の推進

性別に基づく固定的な役割分担意識，性差に対する偏見を解消するためには，市民一人ひとりが男女平等意識を持ってあらゆる場で実践していくこと。そして，子どもの頃からの男女平等意識の醸成が重要です。男女平等意識の定着に向け，教育・学習の場を充実していきます。

指 標	平成 27 年 4 月	平成 32 年 4 月
	啓発事業への若い世代（20歳～40歳代）の参加割合	28%
進路や職業を選択する際，性別を意識せずに選択した人の割合	62%	75%
男女共同参画に関する企画展示	—	3回／年

#### 市民に取り組んでほしいこと

- 講座などの啓発事業に積極的に参加しましょう。
- 学校・家庭・地域でも男女平等の視点を取り入れ，そして実践していきましょう。

#### 事業所に取り組んでほしいこと

- 職場内で，性別役割分担意識による仕事の分担等が行われていないか確認してみましょう。

#### 市の取組

- 啓発活動の充実，教育・学習の場の充実を図ります。

## 指標の説明

### ▶ 啓発事業への若い世代（20歳～40歳代）の参加割合加者数

啓発事業への若い世代の参加割合は、平成25年度は21.9%、平成26年度は28%と30%に満たない状況が続いています。

### ▶ 進路や職業を選択する際、性別を意識せずに選択した人の割合

平成26年に実施した「男女共同参画関する市民意識調査」によると、性別を意識して選択した人の割合は全体で28.9%、性別を意識せずに選択した人の割合は62%となっていますが、男女別に見ると、性別を意識せずに選択した人の割合は男性で71.9%女性では54.9%となっており、男性が女性を17ポイント上回っています。保育士や看護師は女性、消防士は男性といった固定的な意識を持つことなく全ての人が自由に職業を選択できるようになることが望ましいですが、一方で、社会状況を考えた時、「女性でも一生働き続けられる保育士などの職業がいい。」とあえて自分の性別を考慮して職業を選択する人もいます。

## (5) 男女平等の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

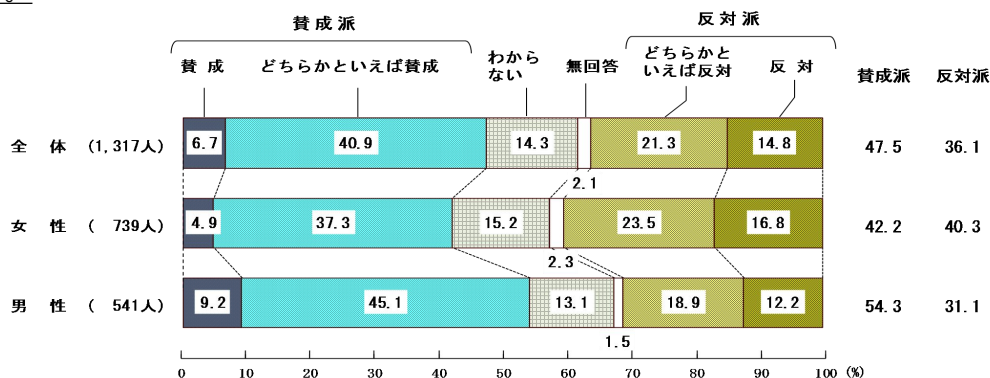
### 【現状と課題】

社会によって作り上げられた性別（ジェンダー）（※6）意識は、依然として私達の家庭生活や地域活動などあらゆる分野に残り、一人ひとりの多様な生き方や社会参画を妨げる大きな要因になっています。

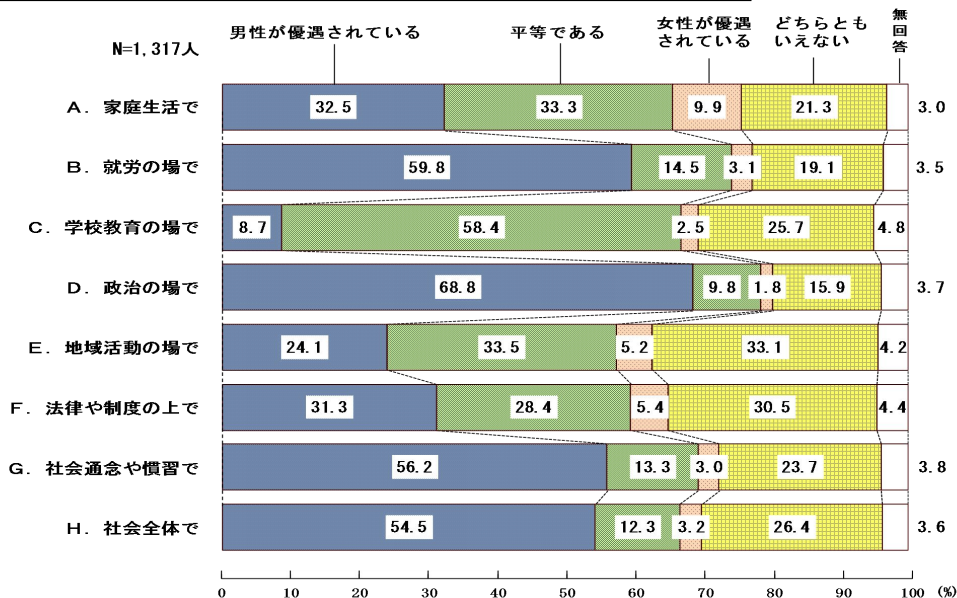
男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）から、男女の平等感の分野別回答をみると、多くの分野で男性が優遇されていると認識していることがわかります。

性別にかかわらず市民一人ひとりが個人として尊重され、主体的に生き方を選択でき、その能力と個性を十分に発揮できる社会の実現のためには、ジェンダーにとらわれない、制度・慣行が機能するような環境づくりが求められます。また、子どもの頃からの男女共同参画に対する理解の促進、そして市民一人ひとりが男女平等の意識を持つことも必要です。

問 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



問 あなたは、次の分野で男女は平等になっていると思いますか。



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

## 施策1 男女平等意識をつくるための啓発活動の充実

### ①啓発事業の充実

男女共同参画社会やジェンダーにとらわれない環境づくりなどをテーマに講演会・シンポジウム・講座等を開催し、男女共同参画への理解を深めるための啓発を行います。

番号	具体的な施策	担当課
49	講座，シンポジウム，イベントの実施 男女共同参画の視点の重視 男性や若年者に向けた啓発	男女共同参画室
50	広報紙等による啓発	男女共同参画室
51	男女共同参画週間における啓発の推進	男女共同参画室

### ②男女平等に関する条約，法令等の周知

男女共同参画社会の実現に向け，法や制度等の積極的な活用促進と理解を深めるための啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
52	女性差別撤廃条約，男女共同参画社会基本法，女性の活躍推進法，育児・介護休業法，DV防止法等各種法律や制度の周知	男女共同参画室 関係部署
53	法制度に関する学習機会の充実	関係部署

### ③男女平等に関する研究と情報収集・提供

男女間格差や偏りを把握するため市民を対象に，男女平等に関する意識を調査・分析し，その結果を各種事業に反映させていきます。

番号	具体的な施策	担当課
54	男女平等に関する意識調査の実施	男女共同参画室
55	男女別統計（ジェンダー統計等）の推進・情報収集・公表	男女共同参画室



## 施策2 社会制度・慣行の見直し

### ①社会制度・慣行の見直し

社会制度・慣行について、男女平等の視点に立って調査研究し、社会的合意を得ながら必要に応じて関係機関へ働きかけます。

番号	具体的な施策	担当課
56	社会制度・慣行の調査研究	男女共同参画室

### ※6 社会的性別（ジェンダー）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス）に対して、社会通念や慣習の中で社会的に作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男女の別をいいます。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではありません。

## (6) 男女平等教育の推進

### 【現状と課題】

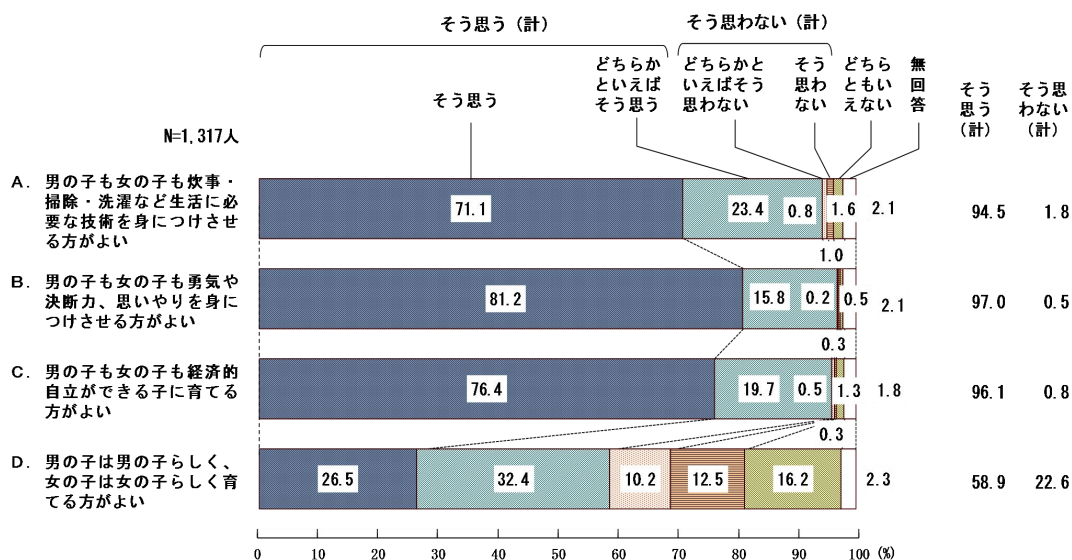
男女平等の意識を育むためには、学校・家庭・地域等あらゆる場において男女平等教育（保育を含む）・生涯学習を実践していくことが重要です。

特に子どもへの男女平等意識の醸成に対しては、家庭・保育・教育が与える影響は大きく、保護者や教職員、そして大人全体への意識啓発が求められます。

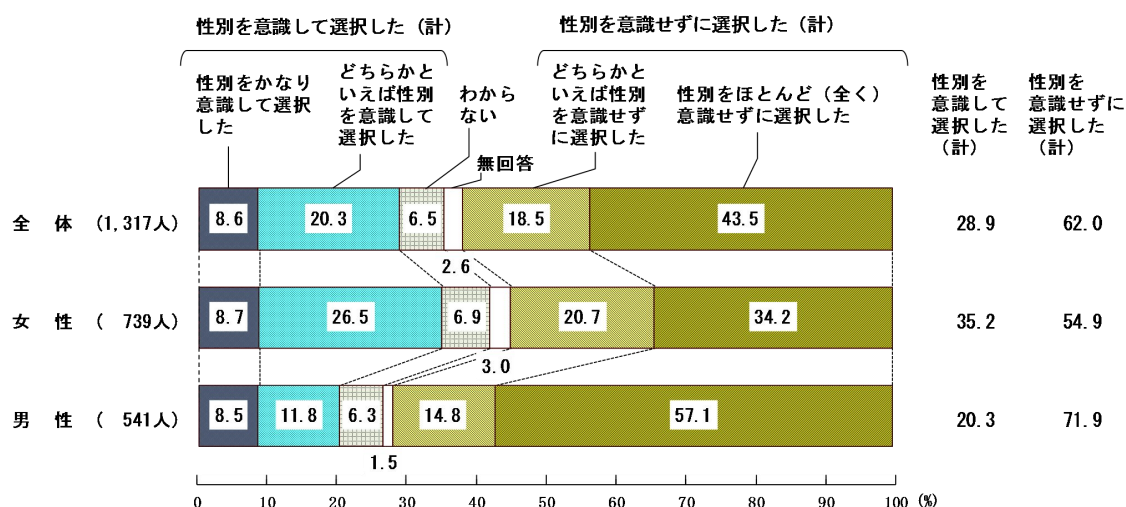
そのため、家庭・地域等で協力してジェンダーにとらわれない教育ができるような学習プログラムを充実させていくこと、併せて生涯にわたって多様な学習機会が確保され、男女各人が自立した関係を築いていくことが望まれます。

学校教育や保育においても、子どもたちが主体的に自分の生き方を考え、社会的性別にとらわれず個性や能力を大切にできる考え方ができるよう、男女共同参画の視点に立った環境づくりや指導をしていくことが望まれます。

問 子どもの育て方に関する考え方についてどう思いますか。



問 あなたは、進路や職業を選択する際に、性別を意識しましたか。



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

## 施策1 家庭教育における男女平等意識の啓発

### ①男女平等意識の啓発

男女平等の視点に立って家庭での教育が行われるよう啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
57	家庭教育学級等の充実	関係部署
58	広報紙等による啓発	男女共同参画室

## 施策2 保育園・幼稚園における男女平等教育の推進

### ①男女平等教育の推進

生物学的性別に配慮しつつ、ジェンダーにとらわれず、個性や能力が伸ばせる環境づくりに努めます。

番号	具体的な施策	担当課
59	一人ひとりの個性を尊重した教育・保育	保育運営課
60	保育士を対象にした研修会の開催	保育運営課
61	幼稚園における男女平等意識の啓発	男女共同参画室

### ②隠れたカリキュラムの見直し

保育士や保護者の何げない言葉かけや行動、慣行により、ジェンダー意識を助長しないよう点検、見直しに努めます。

番号	具体的な施策	担当課
62	隠れたカリキュラムの点検、見直し	保育運営課

### 施策3 学校における男女平等教育の推進

#### ①男女平等教育の推進

人権尊重や男女平等の意識を育て、性別にとらわれず個性を尊重した教育・指導に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
63	性別にとらわれない教育の推進	指導課
64	副読本・教材等の作成・活用方法の検討 教職員に対するアンケート調査の実施	指導課 男女共同参画室
65	教職員対象の男女平等教育研修の実施	指導課
66	多様な生き方を選択できる進路指導	指導課

#### ②隠れたカリキュラムの見直し

学習教材や学校慣習等において、ジェンダー意識を是認したり、助長している慣行等についての点検、見直しを図っていきます。

番号	具体的な施策	担当課
67	隠れたカリキュラムの点検、見直し	指導課

### 施策4 社会における男女平等に関する生涯学習の推進

#### ①男女平等に関する学習機会の充実

男女平等の視点に立った学習ができるよう、学習機会の充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
68	男女平等に関する学習資料・情報の提供	図書館 男女共同参画室
69	男女共同参画社会推進のための啓発・学習機会の提供・ 講座の企画	公民館

## ②学習環境の整備

様々なニーズに応じて学習機会が確保されるよう、開催日時等に配慮し、学習しやすい条件整備や学習プログラムの充実に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
70	様々な人が参加しやすい開催日時等への配慮	関係部署
71	開催時の保育、介護サービスの充実	関係部署
72	学習プログラムと情報提供の充実 らんらんかしわ	生涯学習課 関係部署

## 基本課題4 人権に対する配慮

男女が互いに平等で、性別にかかわらず尊重され、健康に生きられる社会に向けた取り組みを推進します。

指 標	平成 27 年 4 月	平成 32 年 4 月
	精神保健福祉に関する出前講座等の受講者数	372人
性の商品化を人権侵害と考える人の割合	55.6%	70%
乳がん検診の受診者数	24,485人	26,000人
市立中学校でのデートDV講座の開催	—	7校/年

### 市民に取り組んでほしいこと

- 自身や周囲の人の心の健康に留意しましょう。
- 「性の商品化と人権侵害」について考えましょう。
- 暴力を受けたり見聞きしたら、すぐに相談しましょう。

### 事業所に取り組んでほしいこと

- セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めましょう。
- 働きやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 関係法令を遵守し、周知に努めましょう。

### 市の取組

- 心の健康について、支援・啓発に努めます。
- 人権に配慮した広報等に努めます。
- 暴力による被害者の支援に努めます。

## 指標の説明

### 精神保健福祉に関する出前講座等の受講者

固定的性別役割分担意識や、変化する社会情勢、家族の問題など、様々な要因により心身の健康を害してしまうことは、現代においては誰にでも起こりうることです。

より多くの人々が、心の健康について正しい知識を身につけ、理解することで、予防や早期発見・早期対応できるよう、講座の開催等普及啓発に取り組みます。

### 性の商品化を人権侵害と考える人の割合

性や体をもの（商品）として扱うことについては、当人の意思に反していないければ問題ではないという意見もありますが、男女平等が達成されていない社会では、一方の性による偏った価値観に基づく性の商品化と搾取等の問題が懸念されます。

また、子どもを性の商品化の対象とすることは、より深刻な人権侵害として問題視され、日本の対応について国際社会からも指摘を受けています。

性の商品化と人権のかかわりについて、一人ひとりが考えることが大切です。

### 乳がん検診の受診者数

女性の健康支援策の一つとして、女性のがん罹患率で最も高い乳がんの検診受診者の増加に向けて、引き続き取り組みます。

### 市立中学校でのデートDV講座の開催

平成24年度に東京都が18歳から29歳の男女2,000人を対象に実施した調査によると、女性の42.4%、男性の31.3%がデートDVの被害経験があり、そのうちの約30%が10歳代で既に被害にあっていると報告されています。

デートDVやDVの防止には、対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築について、より早い段階で啓発をすることが有効であると考えられるため、市立中学生を対象に、在学中に必ず1度は受講できるようデートDV講座を実施していきます。

## (7) 人権の尊重

### 【現状と課題】

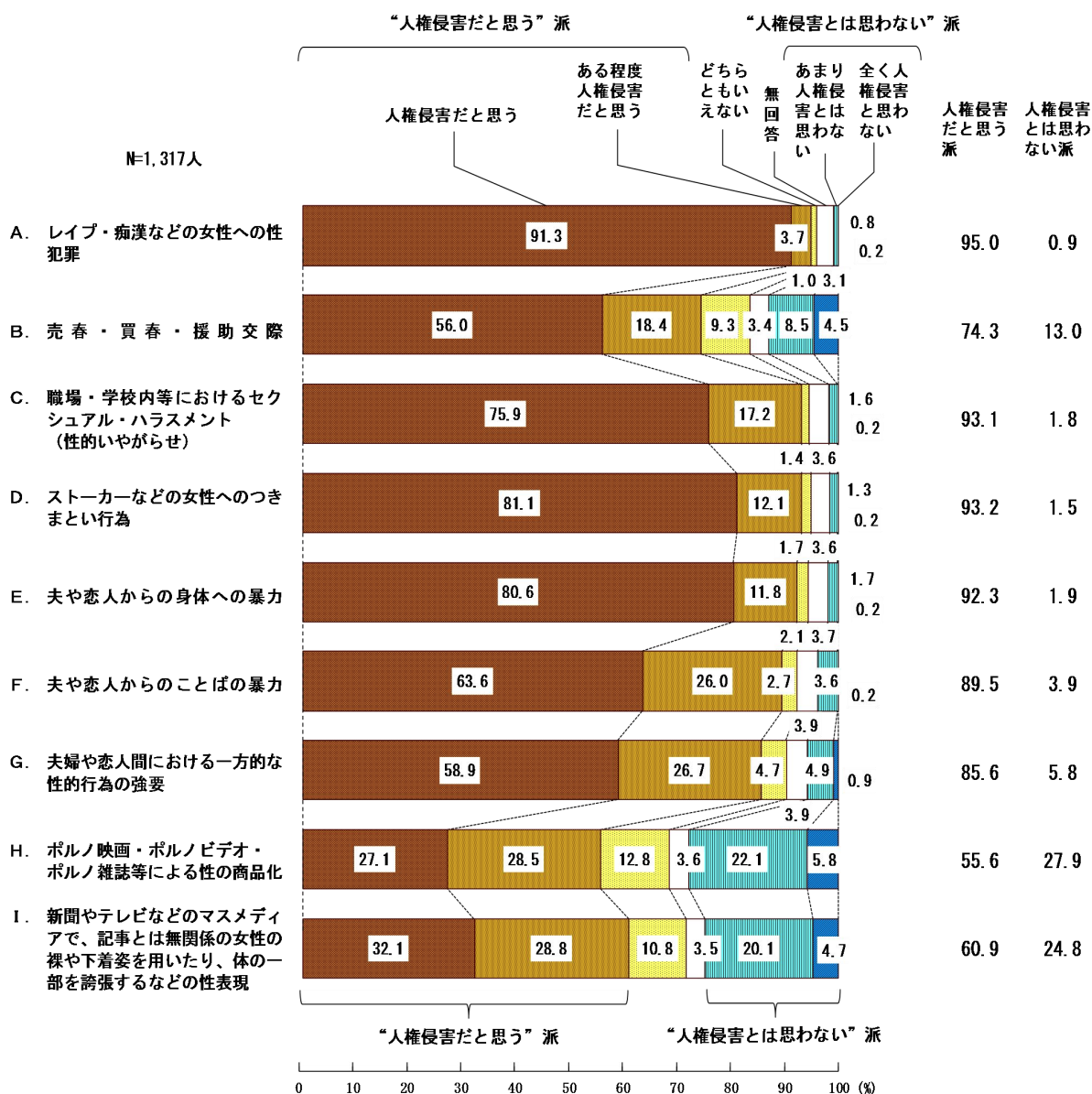
人権とは、だれもが尊重され人間らしく生きる権利で、広く知られているものですが、年齢、国籍、障害、性別等に対する様々な偏った考えに基づく人権侵害により、多くの人が悩みを抱えています。

男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年）で、家庭生活や就労の場等8つの分野を挙げ「男女平等になっているか」と尋ねたところ、すべての分野において女性よりも男性が優遇されていると思う人の割合が高くなっていて、依然として性差による不平等感が根強く残っていることがわかりました。（P17参照）

また、同調査で「ポルノビデオ等の性の商品化」「メディアによる性の誇張」を人権侵害だと思う割合が、性犯罪やセクシュアル・ハラスメントと比較して、30～40%も低くなっていて、これらの意識の低さが、性に起因する人権侵害が起こる背景のひとつと考えられます。

人権侵害による被害者の支援と共に、身近に起きている人権侵害に気づき、それを許さない環境づくりが求められます。

「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度





## 施策1 心の健康支援の充実

### ①あらゆる人の心の健康支援

固定的性別役割分担意識がもたらす悩みを軽減し、心身の健康を維持するための支援に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
73	悩みをかかえる人のための相談窓口の紹介・情報提供	男女共同参画室 福祉活動推進課 保健予防課 関係部署
74	心の健康についての理解の促進	保健予防課
75	自殺予防のための啓発	保健福祉総務課 関係部署

### ②性や性別（※7）に関わる悩みを持つ人への支援

性や性別に関する悩みを軽減できるよう、情報の収集と提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
76	相談窓口等の情報発信	男女共同参画室 保健予防課 関係部署
77	性や性別の悩みに関する情報の収集	男女共同参画室 関係部署

## 施策2 人権に関する啓発とメディアにおける人権への配慮

### ①性に起因する人権侵害を防止するための啓発

セクシュアル・ハラスメントや性の商品化が人権侵害であることが、広く認識されるよう啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
78	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた情報発信	商工振興課 男女共同参画室
79	職員のセクシュアル・ハラスメントに関する窓口の継続設置	人事課
80	性に起因する人権侵害に関する啓発事業の実施	男女共同参画室

### ②在住外国人に対する支援

在住外国人が、安心して暮らすことができるよう支援します。

番号	具体的な施策	担当課
81	国際交流センターの整備等、外国人のための相談窓口の充実	協働推進課

③広報・出版物等における表現の見直し

市の広報・出版物等において、ジェンダーにとらわれた表現や性に起因する人権侵害となる表現を使用しないよう注意します。

番号	具体的な施策	担当課
82	広報・出版物等における男女平等の視点に立った表現の使用	秘書広報課 関係部署

※7 性や性別

性別には、生物学的な性別と心の性別（性自認）があり、この2つが必ずしも一致しないということが広く知られるようになってきました。また、性的指向も含めたLGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）という表し方もメディアで取り上げられるようになりましたが、研究者や当事者からはLGBTだけで括ることはできないという指摘もあるため、本計画では、あえて「性や性別」という表現を用いることとしました。

## (8) 性差に配慮した健康支援

### 【現状と課題】

性別により身体の特徴が異なることを、男女が互いに理解し尊重しあうことは、男女共同参画社会を形成するための前提です。

特に、ライフステージに応じて身体の大きな変化を経験する女性の健康支援は、きめ細やかに行う必要があります。

また、性にかかわる生き方について、だれもが主体的な選択と行動により、生涯にわたって健康な生活を送れるようにするために、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ※8）の視点を持ち、性差に配慮した施策を推進することが求められています。

### 施策1 性差に配慮した健康支援

#### ①女性の健康支援

妊娠・出産や更年期等、心身の変化に対応した健康診査，保健相談，性差医療の情報提供等により，健康づくりを支援します。

番号	具体的な施策	担当課
83	妊産婦の健康診査，相談及び指導	地域健康づくり課
84	女性の健康管理に関する講座等の実施	地域健康づくり課
85	女性のための各種健康診査，子宮頸がん対策，乳がん対策，性差医療の情報提供等の充実	成人健診課 地域健康づくり課

#### ②健康をおびやかす問題についての情報提供

HIV/エイズ，性感染症，飲酒，喫煙等の健康をおびやかす問題について，生命・健康を守るための正しい知識・予防対策について，性差に配慮した情報提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
86	学校における性教育・健康教育の充実	学校保健課
87	広報紙等による情報提供 うつや更年期，依存症等，身近な健康に関する情報の発信	保健予防課 地域健康づくり課 男女共同参画室
88	HIV/エイズ・性感染症に関する感染予防・まん延防止のための検査・相談事業及び啓発	保健予防課

## 施策2 性と生殖の健康・権利に関する啓発

### ①性と生殖の健康・権利に関する啓発

ライフサイクルを通じて、性と生殖の健康・権利について、男女ともに留意することができるよう「性と生殖の健康・権利」の重要性についての周知、情報提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
89	広報紙等による情報提供	男女共同参画室

### ②性に関する正しい知識・情報の提供、学習機会の充実

「性と生殖の健康・権利」の重要性について、学習機会の充実と情報提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
90	学校における性教育の充実	学校保健課
91	家庭における性教育を支援する学習機会の充実	関係部署

#### ※8 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、性と生殖に関する「健康」と「権利」のことです。「健康」は妊娠や出産のみでなく、月経、避妊、中絶、不妊、性感染症、更年期障害など、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」を指します。「権利」は、「子どもを産むか産まないか、産むとすれば何人産むかなどを決定する自由」、「安全な妊娠・出産」、「子どもが健康に生まれ育つ権利」など、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」のことです。

## (9) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 柏市DV対策基本計画

※この章は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画と位置づけます。

#### 【現状と課題】

暴力は重大な人権侵害です。これまでの社会構造や歴史的な背景により、女性が被害者となるケースが多い現状です。

このような事態を解消することは、男女共同参画社会実現のための大きな一歩ですが、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカーの被害は後を絶ちません。

柏市でも、DV被害に関する相談が、平成21年度は128件でしたが、平成26年度は349件と5年間で3倍近く増加しています。

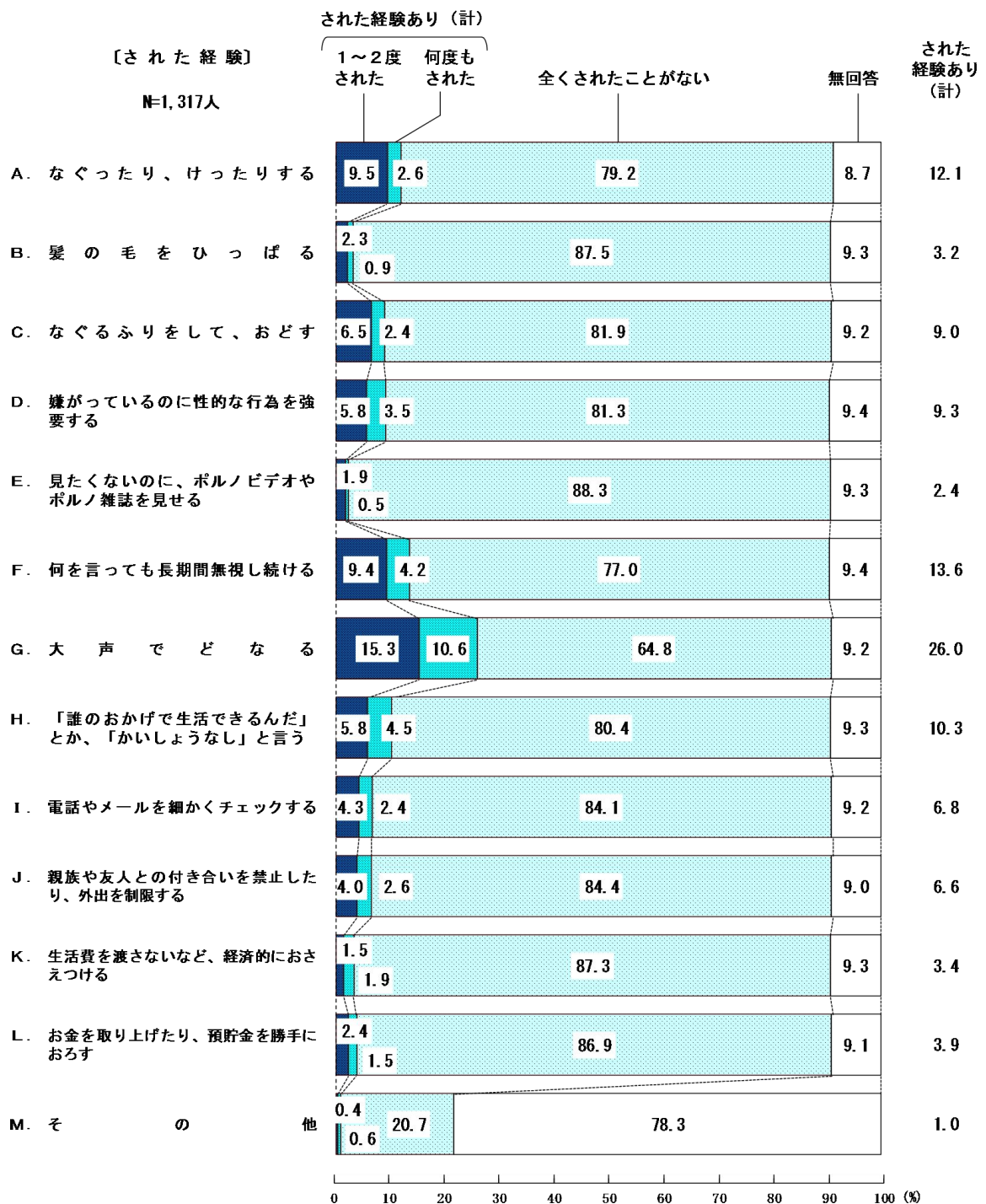
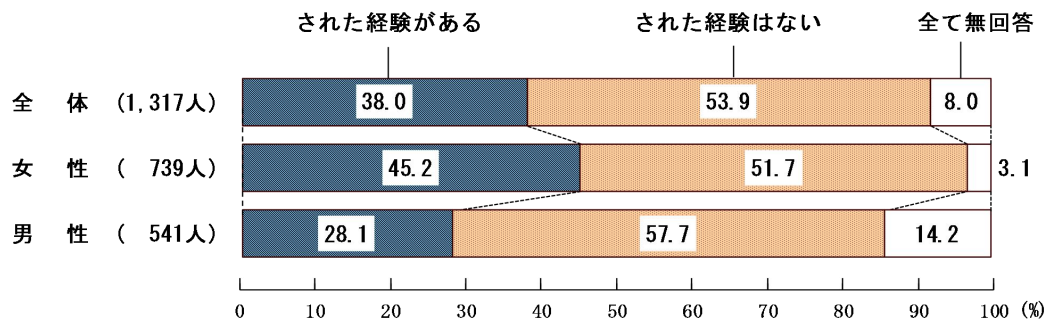
平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「大声で怒鳴る」や「長時間無視し続ける」等の心理的なDVを受けた人の割合が多いにもかかわらず、それらがDVであると思う人の割合は50～70%程度にとどまっており、身体的暴力をDVだと思ふ人の割合90%に比べて低いという実態がわかりました。

また、近年はSNS等の普及により、これらを利用した女性への暴力や犯罪の多様化、若年被害者の増加が懸念されます。

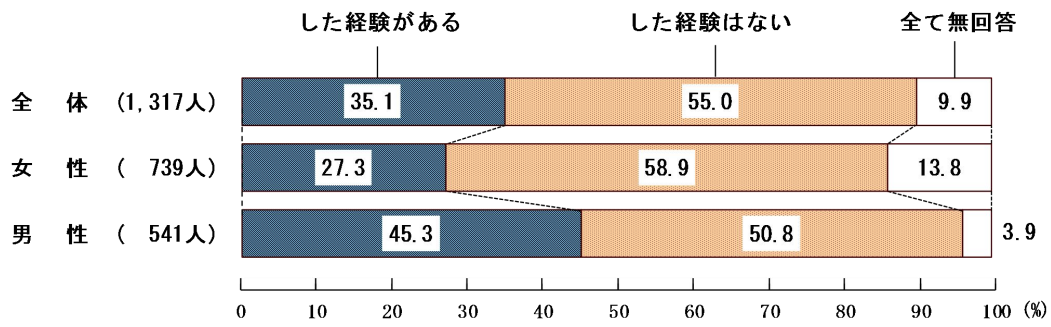
これらを踏まえ、被害者の支援の充実はもとより、暴力を生まない社会を醸成するために、よりいっそうの取り組みが必要です。

問 あなたはこれまで配偶者（事実婚や離別・死別を含む）や恋人などのパートナーに、次のような行為をされた、または、したことがありますか

「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度  
[された経験の有無]



[した経験の有無]



## 施策1 被害者の支援

### ①相談体制の充実

女性に対するあらゆる暴力を排除するため、暴力の被害を受けた女性が安心して相談できる窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

また、男性の相談窓口についての情報発信を行います。

番号	具体的な施策	担当課
92	相談窓口の充実 母子・父子自立支援相談，法律相談，人権相談の継続 と女性のこころと生き方相談の拡充の検討	男女共同参画室 こども福祉課 秘書広報課
93	相談員の知識・対応技術の向上	関係部署
94	関係課・関係機関との連携強化 警察，病院，配偶者暴力相談支援センター 地域生活支援センター，NPO等	関係部署
95	DV対策ネットワークの充実	男女共同参画室 関係部署
96	DV加害者の相談に関する情報収集	男女共同参画室
97	広報等による情報提供	関係部署

### ②被害者とその子どもへの支援

被害を受けた女性の緊急一時保護や自立へ向けて、関係機関との連携のもとに支援を行います。

番号	具体的な施策	担当課
98	緊急避難支援事業の充実	こども福祉課 男女共同参画室 福祉活動推進課 関係部署
99	施設等との連携	こども福祉課 男女共同参画室 生活支援課
100	被害者の自立支援 就業相談等 被害者の子どもの支援	生活支援課 こども福祉課
101	支援措置等個人情報の保護	男女共同参画室 関係部署



## 施策2 被害者・加害者を生まない教育

### ①女性への暴力防止に関する広報、啓発

女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、暴力の実態を把握するとともに、広報、意識啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
102	シンポジウム，情報紙等による啓発	男女共同参画室
103	女性への暴力をなくす運動期間における啓発活動の継続	男女共同参画室
104	暴力に関する意識調査	男女共同参画室

### ②被害者支援のための情報収集・研究

国，県，他市，関係機関における取り組みや課題などの情報を収集し，被害者支援や予防啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
105	千葉県DV担当者会議等への参加 DV関係機関対応マニュアルの庁内共用	男女共同参画室 こども福祉課
106	若年層への予防啓発，相談窓口の周知 市内中学校でのデートDV防止教育等の実施	男女共同参画室 学校保健課
107	配偶者暴力相談支援センターに関する調査・研究	男女共同参画室 こども福祉課

## 推進体制

計画の実効性を担保するためには、推進体制の確立と進捗状況の公表が欠かせません。また、男女共同参画の考え方を広めていくには、市職員の啓発を行い、意識を持った職員が各自の仕事に携わっていく必要があります。計画の進捗を担保するために、市をあげて推進体制を強化していきます。

指 標	平成 27 年 4 月	平成 32 年 4 月
	男女共同参画 推進庁内連絡 会議研修会の数	1 回 / 年
男女共同参画 センター企画の 講座の受講者	—	700 人 / 年
男女共同参画 センターの認知 度	—	30%

## 市の取組

- 市職員の啓発に努めます。
- 計画の進捗について、迅速にわかりやすく公表していきます。
- 男女共同参画センターの周知に努めます。
- 男女共同参画センターを中心とした啓発に努めます。

## 市民に取り組んでほしいこと

- 男女共同参画センター企画の講座に積極的に参加しましょう。

## 事業所に取り組んでほしいこと

- 男女共同参画センター企画の講座に積極的に参加しましょう。

### 男女共同参画推進庁内連絡会議研修会の回数

本市の男女共同参画の推進組織である男女共同参画推進庁内連絡会議（計画の関係部長で組織。議長は副市長）と幹事会（計画の関係課長で組織）に対する研修会を行っています。幹部職員に対する啓発を行うことで、男女共同参画の視点を持った職員がそれぞれの分野で事業を展開していくことができます。

### 男女共同参画センター企画の講座の受講者数

平成28年5月に柏駅東口に開設する男女共同参画センターで啓発事業の企画を行っていきます。センターではさまざまな事業を展開していきます。シンポジウムでは約300人、その他の講座では約20人／回の受講者を見込んでいます。

### 男女共同参画センターの認知度

5年に一度行っている「男女共同参画に関する市民意識調査」では、市が行っているさまざまな取り組みについてその認知度を測っています。平成26年度に行った調査では、男女共同参画の情報紙「フリートーク」は8.4%、男女共同参画推進計画は6.9%でした。本市の男女共同参画の推進拠点として、今後、市民の皆さんに知っていただけるよう、施設の周知に取り組んでいきます。

## ◎ 男女共同参画推進体制の充実

### (1) 計画の推進体制の強化

### (2) 男女共同参画センターの運営

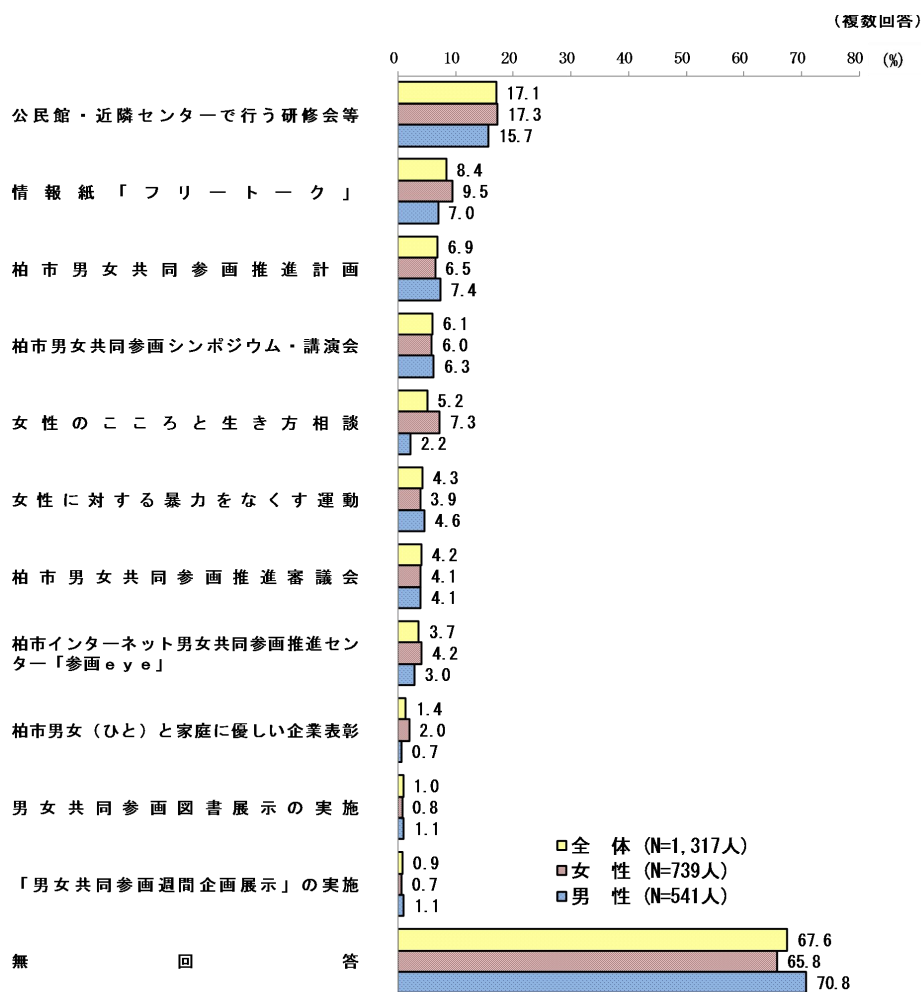
### (3) 計画の効果的な進行管理

#### 【現状と課題】

男女共同参画の推進計画については、先の計画（平成13年度～平成27年度）から、進捗状況を男女共同参画のホームページ「参画 eye」に掲載しています。計画の実効性を担保するには推進体制を強化していかなくてはなりません。また、男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年度）では、「柏市で男女平等を推進するためにやっているさまざまな取り組みのうち知っているものはどれですか」との質問に対して、「男女共同参画推進計画」を知っていると答えた人は6.9%に過ぎませんでした。計画の周知も大きな課題のひとつです。

平成28年5月からは、柏駅東口に男女共同参画センターを開設します。男女共同参画を推進していくための拠点として、市民の声を反映させながら充実させていく必要があります。

柏市で男女平等を推進するためにやっているさまざまな取り組みのうち、知っているものはどれですか。



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成26年度

①計画の推進体制の強化

本計画を推進するために、庁内の以下の組織を横断的、積極的に活用します。

番号	具体的な施策	担当課
108	男女共同参画推進庁内連絡会議・幹事会の整備・活用	男女共同参画室
109	男女共同参画推進審議会の充実 各分野および公募委員などからなる男女共同参画推進審議会を充実し、さまざまな視点を反映させながら、本計画の推進を図ります。	男女共同参画室
110	男女共同参画担当部署の庁内組織強化 本計画が全庁的に推進できるよう、担当部署を充実・強化します。	男女共同参画室 関係部署

②男女共同参画センターの運営

男女共同参画の拠点として設置する男女共同参画センターの運営等について検討していきます。

番号	具体的な施策	担当課
111	男女共同参画センターのあり方の検討	男女共同参画室

③計画の効果的な進行管理

本計画を推進するに当たり、効果的な進行管理の方法について検討します。

番号	具体的な施策	担当課
112	苦情処理機関の設置に関する調査・研究	男女共同参画室
113	推進状況の把握および年次報告の公表	男女共同参画室
114	評価方法の検討・整備	男女共同参画室

## ◎ 市内の男女共同参画の推進

### (4) 男女共同参画推進市内連絡会議の充実

### (5) 市職員の意識の向上

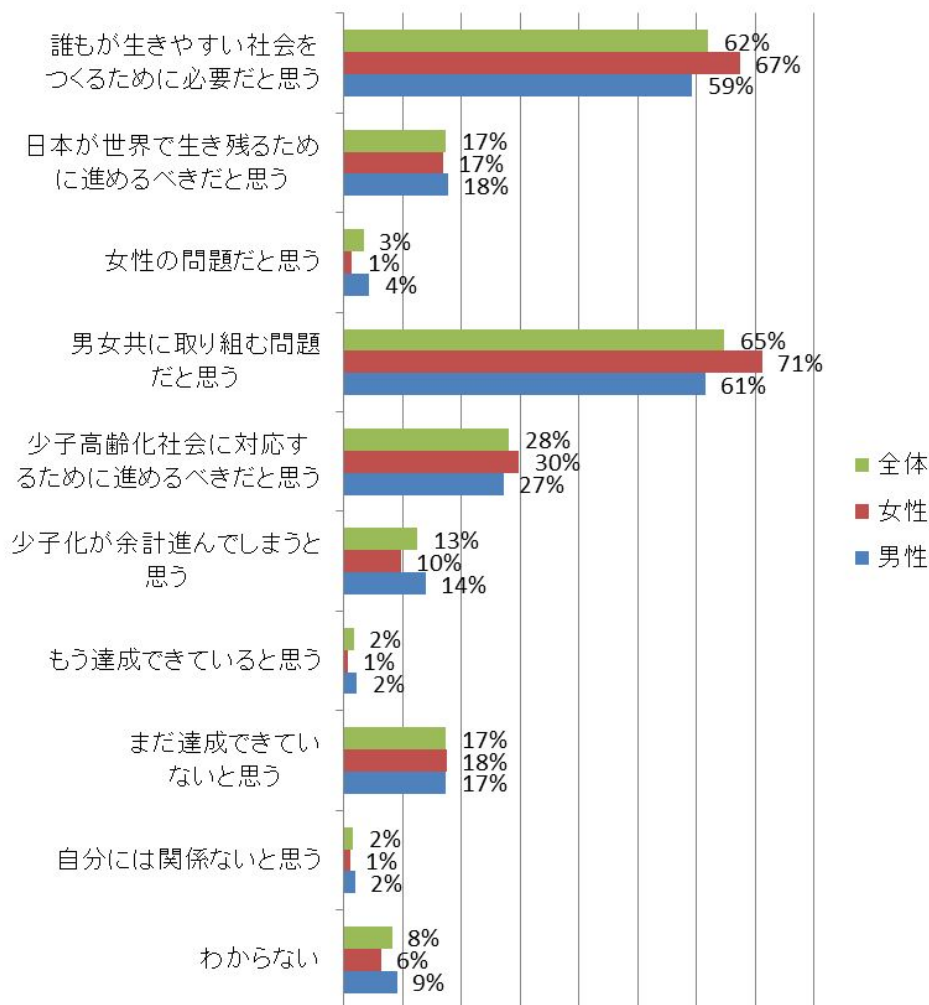
#### 【現状と課題】

男女共同参画は、少子高齢化、男女の働き方、男女の人権、性差に配慮した健康、家事・育児・介護など、幅広い分野と密接に関係しています。したがって、男女共同参画を広めるためには、職員の意識啓発を行い、さまざまな分野で男女共同参画の意識を持った職員が事業に取り組んでいく必要があります。

職員の意識調査（平成27年度）では「男女共同参画推進についてどう思いますか」との質問に対し、「誰もが生きやすい社会をつくるために必要」「男女共に取り組む問題」が多数を占めています。一方で、「少子化が進む」とする回答も1割ありました。

市内を挙げて男女共同参画を推進していくためには、横断的な取り組みをしていく必要があります。関係部署の部課長から構成される男女共同参画推進市内連絡会議・幹事会等への啓発や会議を通して、市内の男女共同参画を推進していきます。

#### 男女共同参画推進についてどう思いますか。（3つまで）



「男女共同参画に関する職員意識調査」平成26年度

①男女共同参画推進庁内連絡会議の充実

関係部課長から構成される男女共同参画推進庁内連絡会議・幹事会への研修や会議を通じて、全庁的に男女共同参画を進めていきます。

番号	具体的な施策	担当課
115	男女共同参画推進庁内連絡会議の充実	男女共同参画室

②市職員の意識の向上

あらゆる施策や事業を男女平等の視点に立って推進していくために、職員研修を充実します。

番号	具体的な施策	担当課
116	男女共同参画に関する職員研修の充実	人事課

③性別にとらわれない職員の採用・配置

性別にとらわれない職員の登用や、女性職員が能力を発揮でき、必要な職務経験を積むことができる機会の確保等に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
117	性別にとらわれない職員の採用	人事課
118	女性職員の積極的な職務配置	人事課

④関係機関との連携

この計画を推進していく上で、関係機関との情報交換、連携を行います。

さらに、法律や制度の見直しなど、市だけでは解決できない問題について、国・県へ働きかけます。

番号	具体的な施策	担当課
119	国・県・近隣市町村・近隣の大学・市民・市民団体・NPO・企業等との連携	男女共同参画室

⑤男女共同参画条例に関する情報収集

男女共同参画条例に関する情報を収集し、さらに検討します。

番号	具体的な施策	担当課
120	男女共同参画条例に関する調査・研究	男女共同参画室





# 資 料

## 1 年表

## 2 関係法令

- (1) 女子に対するあらゆる携帯の差別の撤廃に関する条約
- (2) 男女共同参画社会基本法
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## 3 柏市男女共同参画審議会

- (1) 審議の経過
- (2) 委員名簿

# 年表

	世 界	日 本	千 葉 県	柏 市
1975年 (昭50)	国際婦人年 6月 「国際婦人年世界会議」メキシコシティーで開催 世界行動計画採択	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置		
1976年 (昭51)	「国連婦人の10年」始まる (~1985年)			
1977年 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表	10月 「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1978年 (昭53)			4月 「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置	
1979年 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭55)	7月 「国連婦人の10年中間世界会議」コペンハーゲンで開催	7月 「女子差別撤廃条約」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊	
1981年 (昭56)	9月 「女子差別撤廃条約」発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	11月 「千葉県婦人施策推進総合計画」策定	
1984年 (昭59)		5月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布		
1985年 (昭60)	7月 「国連婦人の10年最終年世界会議」ナイロビで開催 (「ナイロビ将来戦略」採択)	1月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 6月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	8月 「千葉県婦人問題懇話会」設置	
1986年 (昭61)		4月 「男女雇用機会均等法」施行	3月 「千葉県婦人計画」策定	4月 「福祉部厚生課」に「婦人担当」設置 7月 「柏市婦人問題推進庁内連絡会議」設置
1987年 (昭62)		5月 「新国内行動計画」策定		7月 「婦人問題に関する市民意識調査」実施
1988年 (昭63)				11月 「柏市婦人問題推進会議」設置
1989年 (平 元)		3月 学習指導要領の改訂 (高等学校の家庭科の男女必修等)		
1990年 (平 2)	5月 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		4月 「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置	3月 「男女の共同参加をめざす柏プランー柏市婦人行動計画ー」及び「男女の共同参加をめざす柏プラン実施計画」を策定
1991年 (平 3)		5月 「新国内行動計画」第1次改定 5月 「育児休業法」成立	3月 「さわやかちば女性プラン」策定	9月 「婦人問題に関する市民意識調査」実施
1992年 (平 4)		4月 「育児休業法」施行	4月 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	

年	世 界	日 本	千 葉 県	柏 市
1993年 (平 5)	12月 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		3月 千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発行	
1994年 (平 6)	9月 「国際人口開発会議」カイロで開催	6月 総理府に「男女共同参画室」設置 7月 「男女共同参画推進本部」設置		6月 情報紙「フリートーク」創刊
1995年 (平 7)	9月 「第4回世界女性会議」北京で開催（「北京宣言及び行動綱領」採択）	10月 改正「育児休業法」（介護休業制度の法制化）施行		9月 「女性問題に関する市民意識調査」実施 3月 「男女の共同参画をめざす柏プランー柏市女性行動計画（改定版）ー」及び「男女の共同参加をめざす柏プラン 第2次実施計画」を策定
1996年 (平 8)		12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 「ちば新時代女性プラン」策定	
1997年 (平 9)		4月 「男女共同参画審議会設置法」施行		
1998年 (平10)				4月 「市民部女性担当室」から「市民生活部男女共同参画室」に改組 3月 男女の共同参加をめざす柏プラン 第3次実施計画」を策定
1999年 (平11)		6月 「男女共同参画社会基本法」施行 7月 「食料・農業・農村基本法」施行		
2000年 (平12)	6月 「女性2000年会議」ニューヨークで開催	11月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 12月 「男女共同参画基本計画」策定	4月 「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	
2001年 (平13)		1月 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	3月 「千葉県男女共同参画計画」策定	10月 「柏市男女共同参画推進計画」策定
2002年 (平14)			4月 「女性サポートセンター」設置	4月 「女性のこころと生き方相談」開設 12月 「柏市インターネット男女共同参画推進センター」開設
2003年 (平15)		4月 「女性のチャレンジ支援策」を発表 7月 「次世代育成支援対策推進法」施行		
2004年 (平16)		12月 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 12月 「人身取引対策行動計画」策定	9月 「県民意識調査」実施	

年	世 界	日 本	千 葉 県	柏 市
2005年 (平17)	2月 「第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)ニューヨークで開催	4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 4月 改正「育児・介護休業法」施行 7月 「防災基本計画」修正 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		7月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006年 (平18)		12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	3月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 8月 ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 12月 「千葉県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	3月 「柏市男女共同参画推進計画(改定)」策定 10月 情報紙「フリートーク」タブロイド版新創刊
2007年 (平19)		4月 改正「男女雇用機会均等法」施行 12月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	2月 「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足	1月 第1回「働く男女(ひと)と家庭に優しい企業」表彰実施
2008年 (平20)		1月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 4月 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		6月 第1回男女共同参画週間企画展示
2009年 (平21)		4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行	3月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定 12月 「県民意識調査」実施	4月 「女性のこころと生き方相談」相談日(第1,3月曜日)増設 9月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2010年 (平22)	3月 「第54回国連婦人の地位委員会(通称「北京+15」)ニューヨークで開催	6月 改正「育児・介護休業法」施行 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定		
2011年 (平23)	1月 「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(略称:UN Women)」正式発足		3月 「千葉県男女共同参画基本計画(第3次)」策定	3月 「柏市男女共同参画推進計画(改定)」策定

2012年 (平24)		6月 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画	3月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)」策定	9月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施(20代)
2013年 (平25)		6月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		10月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2014年 (平26)			10月 「県民意識調査」実施	9月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2015年 (平27)	3月 「第59回国連婦人の地位委員会(通称「北京+20」)ニューヨークで開催 4月 UN Women 日本事務所開設	9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	8月 「DVに対する県民意識調査」実施	

## ○女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約

(昭和六十年七月一日)

(条約第七号)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をここに公布する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献する

ことを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第一部

#### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又

は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、

これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

## 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

### 第二部

## 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

## 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第三部

#### 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ

特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。



3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受

する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

#### 第四部

#### 第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

## 第五部

### 第十七条

1 この条約の実施に関する進捗よく状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二

箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

#### 第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第六部

#### 第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

#### 第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

#### 第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

### 第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六〇年七月二五日に日本国について効力発生)

## ○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小淵内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進  
に関する基本的施策(第十三条—  
第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—  
第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに

に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促

進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければな

らない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

い。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。  
(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。  
(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により

任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行



後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

## ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平二五法七二・改称)

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条・第二条)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

#### 第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

#### 第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

#### 第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

#### 第五章の二 補則(第二十八条の二)

#### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

#### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)  
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同

じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による

命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をは

いかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及び

その内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げ

る事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特



性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号

に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律

の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念の通り、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、

教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を

総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業

主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができ

る。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

#### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施する

ことができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

##### (啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

##### (情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

##### (協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、こ

の法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条



を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 男女共同参画推進計画の審議経過

平成 26 年 9 月 17 日～ 10 月 10 日	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成 27 年 4 月 23 日	・平成 27 年度第 1 回男女共同参画推進審議会開催 (意識調査の結果について)
5 月 28 日	・第 2 回審議会開催 (前計画の総括, 新計画の体系図について)
7 月 17 日	・第 3 回審議会開催 (前計画の総括, 新計画の体系図について)
8 月 25 日	・第 4 回審議会開催 (新計画の体系図, 基本課題 1～4, 推進体制について)
10 月 13 日	・第 5 回審議会開催 (基本課題 1～4, 推進体制について)
11 月 17 日	・第 6 回審議会開催 (基本課題 1～4, 推進体制について)
12 月 8 日～ 平成 28 年 1 月 12 日	・パブリックコメントを実施
1 月 29 日	・第 7 回審議会開催 (パブリックコメントの結果について)
2 月 23 日	・とりまとめ意見交換

柏市男女共同参画推進審議会委員

平成28年3月末現在

氏 名	区 分
◎内海崎 貴 子 釦 宮 子 山 崎 大 地 山 田 順	学 識 経 験 者
○澤 登 和 夫 嶋 崎 ミエ子	関 係 団 体
荒 木 康 之	労 働 団 体
中 島 康 子	経 営 者
秋 元 康 雄 山 中 敬 子 小 島 明 宏（公募） 村 上 優 子（公募）	市 民

◎は会長，○は副会長



発行 柏市 地域づくり推進部 男女共同参画室  
電話 04-7167-1127 (直通)